

第21期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月23日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル6階 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議案 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 常勤取締役に対する株式報酬型
ストック・オプションの継続および具体的な内容の決定の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の継続内容に関する決定の件

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染が広がっています。
本株主総会の議決権行使は、書面（郵送）またはインターネット、スマートフォンによる方法もごございますので、そちらのご利用を是非ご検討ください。
(詳細は3～4頁をご参照ください。)

本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会当日は会場受付にて、サーモグラフィー検温を実施いたします。37.5℃以上の場合や咳などの症状のある株主さまのご入場をお断りさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。

また、会場において感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

目次

第21期定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……	5
(提供書面)	
第21期事業報告 ……	21
連結計算書類 ……	57
計算書類 ……	61
監査報告書 ……	65

株主総会にご出席されない場合

郵送、インターネットまたはスマートフォンにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月22日(火曜日) 午後5時まで

株主さまへのお土産はご用意しておりません。

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。事前行使の場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内をご高覧のうえ、いずれかの方法により、2021年6月22日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



**書面（郵送）により
議決権を行使される場合**

▶ 同封の議決権行使書用紙を、切手を貼らずにご投函ください。
2021年6月22日（火曜日）午後5時到着分まで



**インターネット等により
議決権を行使される場合**

▶ 4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、
2021年6月22日（火曜日）午後5時まで
に賛否を**ご入力**ください。
【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>



**株主総会への出席により
議決権を行使される場合**

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
会場受付にご提出ください。

● **代理人による議決権行使について**

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

記

1 日 時	2021年6月23日（水曜日）午前10時 開会（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル6階 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール *株主さまへのお土産はご用意しておりません。
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役7名選任の件</p> <p>第2号議案 常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの継 続および具体的な内容の決定の件</p> <p>第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の継続内容に関する 決定の件</p>

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記表」につきましては、法令及び当行定款第13条に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、本招集ご通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- 株主総会2週間前の6月9日（水曜日）午前9時より、ナレーション入りの「事業報告プレゼンテーション」をインターネットにて配信いたしますので、事前にご覧いただくことができます。<https://bit.ly/2RU5qRD>
- 当日ご出席いただけない株主さまが株主総会の模様をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第21期定時株主総会の模様を動画配信する予定です。なお、ご出席の株主さまの映像は公開いたしません。



当行ウェブサイト ▶▶▶▶▶ <https://www.shinseibank.com>

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

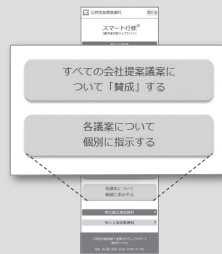
※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
 - ・「次へすすむ」をクリック
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
 - ・「議決権行使コード」を入力
 - ・「ログイン」をクリック
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
 - ・「パスワード」を入力
 - ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
 - ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案から第3号議案 (5頁～17頁)

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、業務執行取締役2名および独立社外取締役5名の取締役全員(7名)が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性	取締役会への出席状況
1	く どう ひで ゆき 工 藤 英 之	代表取締役社長 チーフオフィサーグループ企画財務	再任	6 / 6回 (100%)
2	ひら さわ あきら 平 沢 晃	管掌 グループ組織戦略、グループ人事、グループ総務、グループIT チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンス 専務執行役員 業務管理担当	新任	—
3	アーネスト M. ひが 比嘉	取締役	再任 社外 独立	6 / 6回 (100%)
4	まき はら じゅん 槇 原 純	取締役	再任 社外 独立	5 / 6回 (83%)
5	むら やま り え 村 山 利 栄	取締役	再任 社外 独立	6 / 6回 (100%)
6	さ さ き ひろ こ 佐々木 裕 子		新任 社外 独立	—
7	とみ むら りゅう いち 富 村 隆 一	取締役	再任 社外 独立	6 / 6回 (100%)

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

【取締役の選任方針】

取締役候補者の指名に当たっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を重視し、当行の規模を踏まえ、指名・報酬委員会での審議の上、取締役会において決定しています。

候補者番号 1

く どう ひで ゆき
工藤 英之



再任

生年月日

1963年9月1日 (57歳)

所有する当行株式の数

普通株式32,307株

在任年数

6年

取締役会への出席状況

6/6回 (100%)

候補者番号 2

ひら さわ あきら
平沢 晃



新任

生年月日

1963年5月29日 (58歳)

所有する当行株式の数

普通株式11,558株

略歴、当行における地位、担当

1987年 4月 株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
2001年 5月 みずほ証券株式会社投資銀行部門アドバイザー第2部部长
2003年 8月 エートス・ジャパン・エルエルシーアクイジショングループディレクター
2005年 5月 同社マネージングディレクター
2006年 6月 MID都市開発株式会社 (現 関電不動産開発株式会社) 代表取締役社長
2007年 1月 同社取締役副会長
2007年 6月 エートス・ジャパン・エルエルシー投資部門マネージングディレクター
2010年 9月 当行常務執行役員法人・商品部門副部門長
2011年 4月 当行常務執行役員ストラクチャードファイナンス本部長
2013年 4月 当行常務執行役員チーフリスクオフィサーリスク管理部門長
2015年 4月 当行常務執行役員
2015年 6月 当行代表取締役社長
2021年 4月 当行代表取締役社長、チーフオフィサーグループ企画財務 (現任)

取締役候補者とした理由

工藤英之氏につきましては、当行の執行役員就任以降、法人部門副部門長、ストラクチャードファイナンス本部長、リスク管理部門長などを務め、豊富な経験と識見を有しております。社長就任以降も、第二次・第三次中期経営計画を着実に履行し、2019年度からスタートしている中期経営戦略において「価値共創による成長追求」と「ケイパビリティ (組織的能力) 強化」を基本戦略とする諸施策を策定・実施し、グループ一体としてのサステナビリティ経営を通じて、企業価値の向上に貢献してまいりました。これらのことから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

略歴、当行における地位、担当

1987年 4月 株式会社日本長期信用銀行 (現 株式会社新生銀行) 入行
2008年 6月 当行ポートフォリオ・リスク統轄部長
2012年 4月 当行執行役員ポートフォリオ・リスク統轄部長兼市場リスク管理部長
2015年 2月 当行執行役員総合企画部長
2015年 4月 当行常務執行役員コーポレートスタッフ部門長兼総合企画部長
2016年 4月 当行常務執行役員コーポレートサービス総括兼グループ組織戦略副担当兼人事部長兼グループチーフリスクオフィサーリスク統轄総括
2016年11月 当行常務執行役員コーポレートサービス総括兼グループ組織戦略総括兼人事部長
2017年 4月 当行チーフオフィサーグループ組織戦略兼グループ人事、常務執行役員コーポレートサービス総括
2018年 4月 当行チーフオフィサーグループ組織戦略兼グループ人事、専務執行役員業務管理担当
2020年 4月 当行管掌グループ組織戦略、グループ人事、グループ総務、グループIT
チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンス、専務執行役員業務管理担当 (現任)

取締役候補者とした理由

平沢 晃氏につきましては、リスク管理、総合企画、法務・コンプライアンスなどの管理セクションを中心に、豊富な経験と実績を有しております。上記を通じ、当行グループのガバナンス強化に注力するとともに、近時は組織戦略、人事、総務などを所管・管掌する役員として、生産性改革および働き方改革の企画・推進を通じ、企業価値の向上に貢献してまいりました。これらのことから、同氏は、当行の取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

候補者番号

3

ア-ネスト M. 比嘉



再任

社外

独立

生年月日

1952年10月15日 (68歳)

所有する当行株式の数

普通株式7,272株

在任年数

8年

取締役会への出席状況

6 / 6回 (100%)

候補者番号

4

榎原 純



再任

社外

独立

生年月日

1958年1月15日 (63歳)

所有する当行株式の数

普通株式22,111株

在任年数

10年

取締役会への出席状況

5 / 6回 (83%)

略歴、当行における地位、担当

1976年 4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ入社
1983年 4月 同社代表取締役社長
2008年 4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会特別理事 (現任)
2009年 5月 コロンビアビジネススクール理事 (現任)
2010年 6月 株式会社ジェーシー・コムサ (現 株式会社デルソール) 取締役 (現任)
2011年 3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会社最高経営責任者
2013年 6月 当行取締役 (現任)
2015年 4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長兼社長 (現任)
2016年 9月 ウェンディーズ・ジャパン株式会社代表取締役会長 (現任)
2017年 4月 学校法人昭和女子大学理事 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長兼社長
ウェンディーズ・ジャパン株式会社代表取締役会長
株式会社デルソール取締役
コロンビアビジネススクール理事
学校法人昭和女子大学理事
一般社団法人東京ニュービジネス協議会特別理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ア-ネスト M. 比嘉氏につきましては、消費者を対象とした事業の経験と高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は経営者の経験や国際的な視点から、企業文化、ダイバーシティを含む人事戦略および個人向け事業戦略等について、業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

略歴、当行における地位、担当

1981年 9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社
1992年11月 同社パートナー
1996年11月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 共同支店長
2000年 7月 株式会社ネオテニー取締役会長
2006年 6月 マネックスグループ株式会社取締役 (現任)
2011年 6月 当行取締役 (現任)
2014年 9月 フィリップモリスインターナショナル取締役 (現任)

重要な兼職の状況

マネックスグループ株式会社社外取締役
フィリップモリスインターナショナル社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

榎原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内および国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、それらの経験と知識に基づき、グローバルな視点から、業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくとともに、指名・報酬委員会の委員長として引き続きリーダーシップを発揮いただくことを期待します。

候補者番号 5

むら やま り え
村山 利栄

再任

社外

独立

生年月日

1960年5月1日 (61歳)

所有する当行株式の数

普通株式2,111株

在任年数

2年

取締役会への出席状況

6/6回 (100%)

略歴、当行における地位、担当

1988年11月 CSファーストボストン証券入社
 1993年 3月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社
 2001年11月 同社マネージングディレクター
 2016年 6月 株式会社レノバ取締役
 2017年 4月 株式会社ComTech代表取締役会長
 2017年 6月 株式会社カチタス取締役
 2019年 6月 当行取締役 (現任)
 2020年 6月 前田建設工業株式会社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

前田建設工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村山利栄氏につきましては、投資銀行における豊富な経験に基づく知識、特に不動産、住宅、建設および関連セクターにおける事業やリスク分析に関する知見に加え、他社における社外役員の経験に基づく幅広い知見を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、事業戦略や投資家とのコミュニケーション等に加え、女性活躍推進を中心とするダイバーシティについて、業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

候補者番号 6

さ さ き ひろ こ
佐々木 裕子

新任

社外

独立

生年月日

1973年10月29日 (47歳)

所有する当行株式の数

普通株式0株

略歴、当行における地位、担当

1996年 4月 日本銀行入行
 2001年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
 2006年 7月 同社東京支社アソシエイトプリンシパル
 2009年10月 ソニー株式会社トランスフォーメーションデザイナー
 2010年10月 株式会社チェンジウェブ代表取締役社長 (現任)
 2016年 9月 株式会社リクシス代表取締役社長CEO (現任)

重要な兼職の状況

株式会社リクシス代表取締役社長CEO
株式会社チェンジウェブ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐々木裕子氏につきましては、金融機関、コンサルティング会社および高齢者向け事業での知識と経験およびベンチャー経営者としての知見を当行経営に反映していただくとともに、取締役会にジェンダーおよびジェネレーションの多様性を加えるため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、ベンチャー経営者や社会課題解決の視点とジェンダーおよびジェネレーションの多様性の観点から、業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことで当行のサステナビリティ経営に貢献いただくことを期待します。

候補者番号

7

とみ むら りゅう いち
富村 隆一



再任

社外

独立

生年月日

1959年2月17日 (62歳)

所有する当行株式の数

普通株式2,111株

在任年数

7年 (通算)

取締役会への出席状況

6 / 6回 (100%)

略歴、当行における地位、担当

1983年10月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
1991年10月	株式会社リクルート (現 株式会社リクルートホールディングス) ネットワークインテグレーション事業部長
1994年 1月	ブライズウォーターハウスコンサルタント株式会社常務取締役
2002年10月	IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社常務取締役 IBMコーポレーションビジネスコンサルティングサービスアジア・パシフィックヴァイスプレジデント
2004年 2月	日本テレコム株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 代表執行役副社長
2007年12月	株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役
2010年 4月	株式会社シグマクス取締役副社長
2012年 8月	株式会社ブラン・ドゥ・シー取締役
2014年 6月	当行監査役
2015年 6月	当行取締役 (現任)
2016年 6月	株式会社シグマクス代表取締役副社長
2018年 6月	同社代表取締役社長 (現任)
2020年 5月	株式会社ベクトル取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社シグマクス代表取締役社長
株式会社ベクトル社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

富村隆一氏につきましては、企業経営者およびコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また、選任後は、情報システムを含めたこれまでの経験や知識に基づき、当行グループのIT・デジタル戦略等について、業務執行に対し適切な監督、助言等をいただくことを期待します。

- (注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告 (42頁) に記載しております。
2. 取締役会への出席状況は、2020年4月から2021年3月末までに開催された取締役会について記載しております。
3. 取締役候補者の「略歴、当行における地位、担当」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
4. 取締役候補者のうち工藤英之氏及び平沢 晃氏は、取締役選任後に開催される取締役会において銀行の常務に従事する取締役として選任される予定です。両候補者は、いずれも銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
5. 取締役候補者工藤英之氏及び榎原 純氏は、UDC Finance Limitedの取締役 (非常勤) を兼務しております。同社は当行の特定関係事業者 (子会社) であります。また、取締役候補者平沢 晃氏は、アプラスフィナンシャル株式会社、昭和リース株式会社、及び新生フィナンシャル株式会社の取締役 (非常勤) を兼務しております。各社は当行の特定関係事業者 (子会社) であります。

6. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 村山利栄氏は、2019年1月30日付で当行のシニア・アドバイザーに就任しておりましたが、同氏は、顧問契約に基づき、当行の経営上の参考とするための助言を提供していたものであり、会社法第2条第15号イに定める「使用人」にはあたらないと判断しております。また、同契約は第19期株主総会の終結の時までに終了し、契約期間中の報酬総額は年換算額1,000万円未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。
- (2) 佐々木裕子氏は、2021年4月15日付で当行のシニア・アドバイザーに就任しておりますが、同氏は、顧問契約に基づき、当行の経営上の参考とするための助言を提供していたものであり、会社法第2条第15号イに定める「使用人」にはあたらないと判断しております。また、同契約は本株主総会の終結の時までに終了し、契約期間中の報酬総額は年換算額1,000万円未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

7. 責任限定契約の内容の概要について

取締役候補者のうちアーネスト M. 比嘉、榎原 純、村山利栄、富村隆一の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、各取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者の佐々木裕子氏は、取締役に選任された場合、上記と同内容の責任限定契約を当行と締結する予定であります。

8. 当行は、現任の取締役である全ての取締役候補者を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、また、各候補者の選任が承認された場合、全ての選任された取締役が当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告45頁をご参照ください。

9. アーネスト M. 比嘉、榎原 純、村山利栄、佐々木裕子、富村隆一の各氏は社外取締役候補者であります。

10. 平沢 晃氏の戸籍上の氏名は平澤 晃、村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵であります。

11. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
- (2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。

(3) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役及び監査役に就任してからの年数について

- ① アーネスト M. 比嘉氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって8年でありま
す。
- ② 榎原 純氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって10年であります。
- ③ 村山利栄氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
- ④ 富村隆一氏の監査役及び社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算7年であり
ます。

12. 当行は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に対して、アーネスト M. 比嘉、榎原純、村山利栄、富村隆一の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、当行は、佐々木裕子氏が取締役を選任された場合には、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

当行は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断して
います。

■取締役候補者のスキルマトリックス

取締役候補者	経営実務			金融実務			関連有用領域実務			経営・金融・IT/デジタル関連の体系的知見	
	企業経営	社外取締役	ベンチャー経営	デットファイナンス	エクイティ投資	リスク管理	消費者向け事業	不動産関連事業	ヘルスケア・高齢者向け事業	IT/デジタル	コンサルティング・学識・関連行政経験者
工藤英之	○			○	○	○					
平沢晃				○		○					
アーネスト M. 比嘉	○	○					○				
榎原 純		○		○	○						
村山利栄		○		○	○	○		○			
佐々木 裕子			○						○		○
富村隆一	○	○			○					○	○

第2号議案

常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの継続および具体的な内容の決定の件

当行は、2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、当行の常勤取締役（社外取締役を除く取締役。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、取締役の報酬等の限度額である年額180百万円以内（うち社外取締役60百万円以内）と別枠で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額50百万円以内の範囲で割り当てることにつきご承認をいただき、株式報酬型ストック・オプション制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。）。今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）による改正後の会社法（平成17年法律第86号）第361条第1項第5号ロ、及び会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）による改正後の会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第98条の4第2項）に基づき、対象取締役に対して上記ストック・オプションの割当てを行うための報酬決定として株主総会において決議すべき事項が定められたことから、今後も対象取締役に対して第15期定時株主総会決議に基づくものと同様のストック・オプションを付与するため、第15期定時株主総会決議に基づく報酬枠に代えて、改めて、下記の内容について本株主総会に付議するものであります。

このストック・オプションを常勤取締役に割り当てる理由は、株価変動のリスクとメリットを株主の皆さまと共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への常勤取締役の貢献意欲を高めるためであり、そのため、報酬等の額は、取締役会で決定した内規に従い、前年度における、当行の株価の変動率、当行株価の銀行業の株価と対比したパフォーマンス、当行の純資産の変動率を考慮した計算式によって算定することといたします。

ストック・オプションの具体的な内容は下記のとおりであり、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。なお、支給時期、配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、第1号議案が原案どおり承認されますと、取締役の員数は7名（うち常勤取締役2名）となります。

記

株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり10株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当行が普通株式につき、株式分割（当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は6,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当行取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当行の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 上記①にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

- ④ その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当行の取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 当行による新株予約権の取得
- ① 当行は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当行の取締役会で承認された場合）は、当行の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること又は当該株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ② 当行は、新株予約権者が上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する当行の取締役会において定めるものとする。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬の継続内容に関する決定の件

1. 譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等に係る事由

当行は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、常勤取締役（社外取締役を除く取締役。）を対象とする譲渡制限付株式報酬を2018年6月20日開催の第18期定時株主総会において、また、社外取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬を2020年6月17日開催の第20期定時株主総会において決議いただいております（以下、2018年6月20日開催の第18期定時株主総会における決議を「2018年決議」、2020年6月17日開催の第20期定時株主総会における決議を「2020年決議」といいます。また、上記報酬の対象となる常勤取締役と社外取締役を合わせて、「対象取締役」といいます。）。今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）による改正後の会社法（平成17年法律第86号）第361条第1項第5号イ、及び会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）による改正後の会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第98条の4第1項に基づき、対象取締役に対して上記譲渡制限付株式の割当てを行うための報酬決定として株主総会において決議すべき事項が定められたことから、今後も対象取締役に対して2018年決議並びに2020年決議に基づくものと同様の譲渡制限付株式を付与するため、2018年決議に基づく報酬枠並びに2020年決議に基づく報酬枠に代えて、改めて、下記の内容について本株主総会に付議するものであります。

2. 譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の内容

当行の取締役の報酬等の額は、2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、年額180百万円以内（うち、社外取締役年額60百万円以内）（但し、従業員兼務取締役の従業員分給与は含みません。）とご承認いただいております。また、2018年決議により、常勤取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬の金額については、上述の取締役の報酬等の限度額である年額180百万円の範囲内において、年額20百万円以内とすることをご承認いただいております。さらに、2020年決議により、社外取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬の金額については、上述の取締役の報酬等の限度額である年額60百万円の範囲内において、年額15百万円以内とすることをご承認いただいております。なお、これらの報酬枠とは別枠で、2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、常勤取締役（社外取締役を除く取締役）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額50百万円以内で割り当てることをご承認いただいております。本議案においても、2018年決議および2020年決議と同様に、常勤取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度においては、その報酬の金額を、上述の取締役の報酬等の限度額である年額180百万円の範囲内において、年額20百万円以内とすること、また、社外取締役を対象とした譲渡制限付株式報酬制度においては、その報酬の金額を、上述の取締役の報酬等の限度額である年額60百万円の範囲内において、年額15百万円以内とすることのご承認をお願いするものであります。なお、報酬等の額は、役職及び職責に応じて決定することといたします。

本議案についてご承認いただいた場合、当行の役員報酬体系は、引き続き次のとおりとなります。常勤取締役の報酬は、「基本報酬」としての固定報酬、「中長期インセンティブ報酬」である株式報酬型ストック・オプションおよび本制度に基づく譲渡制限付株式の3つから構成され、引き続き短期インセンティブ報酬は支給しません。

社外取締役の報酬は、「基本報酬」としての固定報酬および本制度に基づく非業績連動型の譲渡制限付株式報酬から構成されます。

執行役員およびグループ本社のチーフオフィサー、シニアオフィサーの報酬は、「基本報酬」としての固定報酬と「短期インセンティブ報酬」として単年度業績に報じて決定される業績連動賞与に加え、「中長期インセンティブ報酬」としての譲渡制限付株式報酬を加えた3つの要素で構成されます。

なお、第1号議案が原案どおり承認されますと、取締役の員数は7名（うち、常勤取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当行の普通株式の総数は常勤取締役については年24,000株以内、社外取締役については年18,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当行の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合等、当該総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。）といたします。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当行の普通株式の発行または処分に当たっては、当行と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当行の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当行または当行の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡またはその他正当な事由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当行は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当行または当行の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡またはその他正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、本割当株式の全部または一部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当行は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当行による取得

当行は、割当対象者が譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した時点（但し、第③号については、当行が、割当対象者に対して無償で取得する旨を書面で通知した時点）をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

- ① 常勤取締役である割当対象者が、当行グループの事業と競合する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当行の取締役会が認めた場合（但し、当行の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
- ② 割当対象者が自己都合を含む(2)に定める事由以外の事由により当行グループの取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれの地位をも退任又は退職した場合
- ③ 割当対象者において、法令又は社内規則等に重要な点で違反した（巨額損失を発生させる重大な不正会計などを含む。）と当行の取締役会が認め、割当株式を当行が無償で取得する旨を通知した場合

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

【ご参考情報】取締役会の実効性に関する評価・分析の状況について

- 当行は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会全体に対する実効性評価・分析を定期的に行うことと定めております。
2020年度も、昨年同様以下の概要で自己評価を実施しました。

- (1) 目的：
取締役会が自らに求められる役割・責務を果たしているかを自己評価し、PDCAサイクルを回すことにより、その機能向上に役立てること
- (2) 分析・評価対象：
取締役会の活動及び当該活動を効率的・効果的に行うための運営・支援体制
- (3) 実施主体：
取締役会出席者全員（取締役、監査役、その他の計11名）による評価。例年同様、監査役のみを対象とした質問も実施
- (4) 分析・評価項目：
取締役会での議論の内容、執行側による取締役会の運営、取締役会の構成・多様性、執行側からの取締役会への情報提供、ストラテジーセッションでの議論の内容、執行側によるストラテジーセッションの運営、コミュニケーション、指名・報酬委員会、取締役会実効性第三者評価の必要性、監査役からの評価等
- (5) 分析・評価手段：
取締役会議長の指示に基づき取締役会事務局によるアンケート調査（選択回答及び自由回答）
- (6) 結果のフィードバック：
選択結果及び自由回答を取締役に報告

アンケート結果は以下のとおり。

① 取締役会での議論の内容

昨年度に続き、中長期的なビジネスビジョン、企業価値向上及び持続的成長のためのビジネスモデルに関する議論が建設的になされており、企業価値の向上や持続的成長に貢献しているとの一定の評価を得られました。

② ストラテジーセッションの議論の内容と有効性

今年度は、人事、生産性向上、ビジネスの主に3つの戦略をテーマとした議論を行いました。これらのテーマは経営課題や持続的成長のためのビジネスモデルに重点をおいた適切なものであったとの一定の評価を得られました。ストラテジーセッションは、当行グループの中長期的なビジネス戦略を検討していく上で有効であると評価されており、今後も適切なテーマを設定し、ストラテジーセッションが有益な議論の機会となるよう努めていくことを確認しました。

③ 取締役会の構成・多様性

ジェンダー、国際性を含む多様性に関しては、「適切」「概ね適切」との評価であった一方、スキルや経験を含めた広義の多様性という観点では、引き続き検討が必要であることを確認しました。

④ 執行側による取締役会及びストラテジーセッションの運営

説明省略議案の選定、資料に関する事前の質問受付け等による運営の効率化に引き続き注力したことで、今年度のアンケート結果でも重要な議題が網羅され、重要な審議に十分な時間が配分されているなどメリハリのある運営であったとの評価を得られました。

⑤ 執行側から取締役会への情報提供

昨年度のアンケートでは資料構成やボリューム、及び執行側からの議案の説明に関し改善の余地があることが確認されたため、その点は特に留意し取り組んだ結果、今年度は何れについても改善が見られたことを確認しました。また、取締役会やストラテジーセッションその他の機会を通じた情報提供にも心掛けた結果、必要な情報は提供されているとの評価であったことに加えて、今年度は外部の講師を招いてのレクチャーを2回実施しました。このような機会も含めて、引き続き取締役会にとって満足度の高い、そして有益な情報の提供に努めてまいります。

⑥ コミュニケーション

社外役員間の情報共有等については、概ね良好な環境であるとともに、社外役員のみで構成するエグゼクティブセッションの有効性についても確認しました。他方、取締役会への主要なステークホルダー（株主、従業員等）に関する情報のフィードバックについては、概ね適切との評価ではあったが、より内容の充実に努めていくことを確認しました。

⑦ 指名・報酬委員会

2020年度は1月末までに5回開催しました。委員の構成、開催頻度については概ね適正であること、また指名・報酬に関する事項に関しても、概ね議論する有益な場であったことを確認しました。また、委員会とは別に執行メンバーとの面談を実施し、人材を知る良い機会となったと高い評価を得ました。今後も継続して実施したいと考えています。

⑧ 第三者による実効性評価の実施

第三者による実効性評価については、「中長期的には検討した方が良い」「検討不要」との回答が大宗を占め、現在の実効性評価が機能していることを改めて確認することができました。今すぐに実施の必要性は高く感じられないものの、継続して検討していく事項であることを認識しました。

⑨ 監査役を対象にした質問

全般として取締役は期待されている責務を適切に遂行しているとの監査役による評価を確認しました。

同アンケートの結果から、全般的に昨年との結果と大差はなかったものの、総じて高めの評価が多かったこと、前回、検討・改善が必要との評価であった事項についても満足度が上がっていたことを確認できたことで効率的な会議運営が、重要な議論のための時間確保にも繋がっていると評価しています。その他、会議や運営に関する提案や意見もいただいております。その点については取締役会の意向も確認しながら検討、対応を行い、更なる取締役会の実効性及び機能の向上に取り組んでまいります。

取締役会の実効性に関する評価・分析状況の詳細についてはこちらをご覧ください。



トップページ > 企業・IR > 経営方針 > コーポレート・ガバナンス > コーポレート・ガバナンス報告書

【ご参考情報】本総会終結後の役員構成

第1号議案が承認可決された場合の取締役および監査役の体制は以下のとおりです。

■取締役

工藤 英之	代表取締役社長、チーフオフィサーグループ企画財務
平沢 晃	取締役、管掌 グループ組織戦略、グループ人事、グループ総務、グループIT チーフオフィサーグループ法務・コンプライアンス、専務執行役員 業務管理担当
アーネスト M. 比嘉	取締役
楨原 純	取締役
村山 利栄	取締役
佐々木 裕子	取締役
富村 隆一	取締役

■監査役

永田 信哉	常勤監査役
赤松 育子	監査役
金野 志保	監査役

【ご参考情報】社外役員の独立性判断基準について

1. 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当行では、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名について、当行の定める社内規程に基づき、最終的に取締役会が決定しています。詳細については以下のとおり。

- ・執行役員・オフィサーの選任：一定の対象者の中からその評価や業績等を踏まえて選定し候補者を決定する透明性の高い手続を策定しています。
- ・取締役候補者：取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、当行の規模を踏まえ、指名・報酬委員会で審議の上、取締役会において決定しています。
- ・監査役候補者：当行取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を持っていること等を踏まえ、監査役会の同意を得て決定しています。

2. 独立社外取締役の独立性判断基準

当行は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。

また、社外取締役の選任に当たっては、指名・報酬委員会で十分な議論を通じ、取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と豊富な経験及び出身の各分野において実績を有する人物を候補者として、最終的に取締役会で選定しています。

詳細についてはこちらをご覧ください。



トップページ > 企業・IR > 経営方針 > コーポレート・ガバナンス

(提供書面)

第21期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

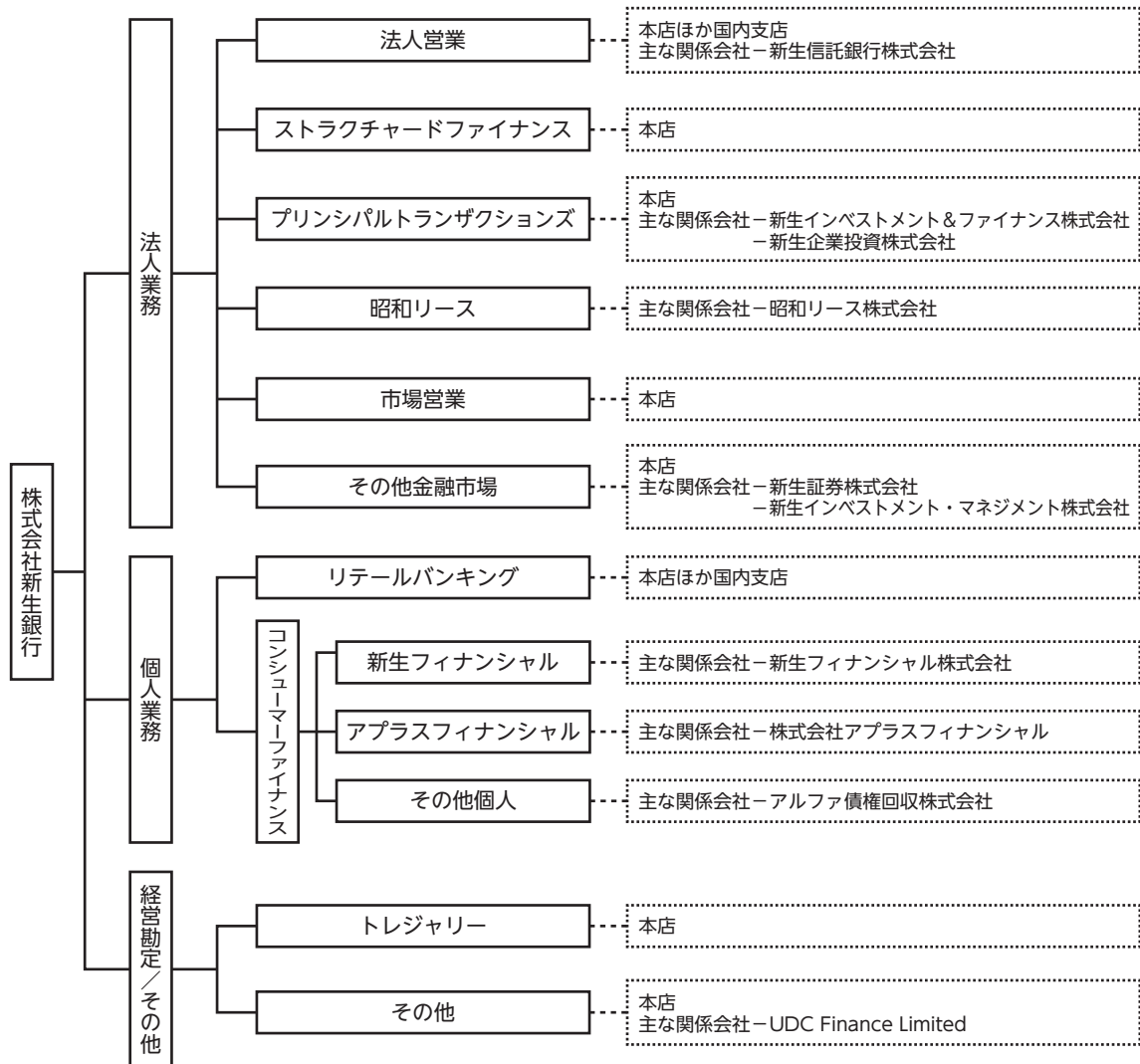
当行グループ(2021年3月31日現在、当行、子会社161社(うち株式会社アプラスフィナンシャル(以下「アプラスフィナンシャル」)、昭和リース株式会社(以下「昭和リース」)、新生フィナンシャル株式会社(以下「新生フィナンシャル」)、新生インベストメント&ファイナンス株式会社及びUDC Finance Limited等の連結子会社88社、非連結子会社73社)、及び関連会社39社(MB Shinsei Finance Limited Liability Company等の持分法適用会社39社)により構成)は、『法人業務』及び『個人業務』を通じて、お客さまへの幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』及び『個人業務』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザリー業務及び信託業務を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス(M&A関連ファイナンス等)に関する金融商品・サービスを、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務及びウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、無担保カードローンおよび信用保証業務(新生フィナンシャル、新生銀行カードローン エル(旧新生銀行カードローン レイク)、레이크ALSA)を提供しております。「アプラスフィナンシャル」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、『個人業務』の「その他個人」には、その他子会社の損益が含まれております。

『経営勘定/その他』の「トレジャリー」セグメントは、ALM業務、資本性を含む資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度において、国内外の経済は、2020年4～6月期に新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための強制的な行動制限によって大きく落ち込み、7～9月期には、行動制限の解除を受けて急激に回復しました。10～12月期以降には、感染の再拡大もみられました。しかし、それまでの各国の大規模な財政・金融政策に加えて、米国での追加の財政政策、ワクチン接種の進展を受けて、今後の各国経済は緩やかに回復していくことが見込まれます。

日本でも、日本銀行が2020年3月以降、大規模な流動性供給・金融緩和を実施し、政府も家計・企業向けの給付金を含む三度の補正予算を成立させ、大規模な経済対策を実施しました。こうした財政・金融政策、流動性供給策によって、国内の失業や倒産の発生が抑制されているとみられます。

金融市場を概観すると、国内金利は、長期金利（10年国債利回り）が2020年12月までは概ねプラス圏の狭いレンジで推移しました。2021年1月以降は、米国の長期金利上昇や日本銀行による政策点検を巡る思惑等を背景に、国内の長期金利は2月後半に一時0.17%近傍まで上昇しました。3月の金融政策決定会合において、日本銀行が政策点検の結果を公表し、長期金利の変動幅を±0.25%に明確化すること等を決定しました。月末にかけて長期金利はやや低下し、3月末には0.10%程度（2020年3月末は0.03%程度）となりました。

為替相場については、米ドル・円は、2021年1月の月初にかけては、米連邦準備制度理事会（FRB）による大規模な金融緩和を背景に概ね円高・米ドル安基調で推移し、102円台まで円が上昇しました。しかし、その後は米国の長期金利上昇等を背景に、円安・米ドル高基調に転じ、2021年3月末には110円台（2020年3月末比約2円の円安・米ドル高）となりました。一方、ユーロ・円は、7,500億ユーロの復興基金がユーロ圏経済の下支えとなるとの期待に加え、ユーロ圏でのワクチン接種の進展やイタリアでの政局不安の後退等を背景に、概ね円安・ユーロ高基調で推移し、2021年3月末には129円台（同比約11円の円安・ユーロ高）となりました。

最後に日経平均株価については、各種政策の効果やワクチン普及への期待等から概ね上昇基調で推移し、2021年2月には、約30年半ぶりに3万円台に到達しました。その後は概ね横ばいで推移し、3月末の終値は、2万9,178円程度（2020年3月末比約1万261円の上昇）となりました。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

新生銀行グループは、2020年3月期から2022年3月期までを対象期間として、「中期経営戦略」を策定しております。中期経営戦略の二年度目における各ビジネス分野の取り組み状況は以下のとおりです。

法人のお客さまに関する業務

■法人業務

主な業務内容

・法人営業

事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務、ヘルスケアファイナンス業務、信託業務（新生信託銀行）

・ストラクチャードファイナンス

不動産関連ノンリコース及びコーポレートファイナンス業務、プロジェクトファイナンス業務、M&A関連ファイナンスなどスペシャルティファイナンス業務

・市場営業

外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務

・プリンシパルトランザクションズ

クレジットトレーディング業務、プライベートエクイティ業務、事業承継、転廃業支援業務

・昭和リース

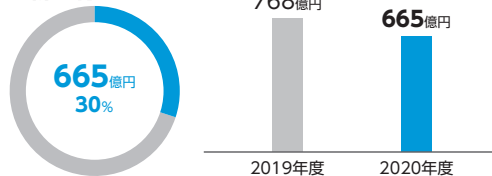
リースを中心とする金融商品・サービス

・その他金融市場

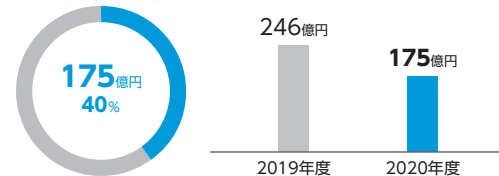
証券業務（新生証券）、アセットマネジメント業務、ウェルスマネジメント業務

構成比（注）

業務粗利益



与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人業務、個人業務以外に経営勘定／その他があるため100%にはなっていません。

《個別戦略》

法人ビジネスは、個別戦略として「事業パートナー型ビジネスの展開」と「機関投資家向けビジネスの推進」を掲げ、中期経営戦略の基本戦略である「価値共創による成長追求」を、主に以下の分野において推進しております。

1. 機関投資家向けビジネス

オルタナティブ投資に関する様々なニーズへの対応

- ・国内外の再生可能エネルギー、不動産を含む幅広い資産、および国内の未上場株に関する各種サービスの提供
- ・機関投資家とのネットワーク拡大、資金運用機会の提供

プロジェクトファイナンス、不動産ファイナンス等のストラクチャードファイナンス分野は、当行が比較優位性を有する分野であり、専門性を活かした取り組みと新たな成長機会を追求しております。当年度は、プロジェクトファイナンスについては国内では太陽光発電に加え、陸上風力・バイオマスの大型開発案件など、多様な再生可能エネルギー案件の組成に注力しています。また海外では欧州での大型洋上風力発電案件などにも取り組んでおります。不動産ファイナンスについては、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、個別案件のリスクのみならず不動産市場全体のリスクとリターンを慎重に考慮しながら案件組成を進めております。

シニアローンを中心とした既往のビジネスにおける取り組みにおいては、市況に留意しながら、これまでに培ってきた知見、分析力、ストラクチャリング力を活用し、リスク・リターンを慎重に考慮しつつ迅速かつ柔軟な案件組成を行っております。また、銀行や保険会社等に対するシンジケーションにも積極的に取り組んでおります。

更に、新たな成長に向けて、機関投資家に対し、ストラクチャードファイナンス領域と親和性が高い不動産・インフラ関連の投資商品を組成・供給する仕組みの構築に取り組んでおります。当年度は、大和エナジー・インフラ株式会社と共同で、再生可能エネルギー関連のメザニンファイナンスの提供を新たに開始しました。引き続き投資家チャネルの拡大、新生銀行グループ各社の機能の活用も含めた販売手法の多様化を通じ、グループ全体の資産効率を高め収益機会を拡大させてまいります。

2. 事業法人向けビジネス

事業パートナー型ビジネスの展開

- ・金融と非金融を融合したソリューションの展開
- ・デリバティブ、債権買取など、金融サービスの提案力の強化
- ・建機、工作機械など強みのある分野でのアセットビジネス強化

事業法人向けビジネスでは、伝統的な貸出業務を中心とした既往のビジネスに加え、更なる成長機会として、外部企業の持つ機能との連携を図った取り組みも推進しており、お客さまの経営課題の解決や新事業の創出を支援し、金融領域に留まらないソリューションを提供する事業パートナー型ビジネスを追求しております。

当年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うお客さまのニーズに適切に対応したほか、感染収束後を見据え新たな価値共創に向けた提案活動を継続いたしました。また株式会社USEN-NEXT HOLDINGSと共同設立した金融事業会社は、USEN-NEXT GROUPの顧客の小規模事業者に対し、新たにリース商品の提供を開始しております。

伝統的な貸出業務については取引採算性を意識した運営に努め、顧客基盤の質的拡大を継続的に推進する一方、お客さまのニーズに機動的に対応できるよう、デリバティブ、M&A、金融法人および事業法人のお客さまの固定化債権・非中核資産の買取り等によるバランスシートソリューションの提供、不動産投資等に係わるファイナンス、業況不振に陥っているお客さまへの融資や債務整理に伴う債権投資、成長段階に対応したプライベートエクイティ投資など、各金融サービスの充実化と、それらを組み合わせたソリューションの提案力を強化しております。さらに、子会社の昭和リース株式会社が強みを持つアセットビジネスを引き続き強化するとともに、当行におけるビジネスとのシナジーも追求しております。

3. 金融法人向けビジネス

地域金融機関とのパートナーシップ

- ・地域のお客さまに対する新生銀行グループのサービスの提供
- ・地域金融機関の経営課題に対して新生銀行グループの機能を活用したサポート

金融法人向けビジネスにおいては、仕組商品等の運用商品の販売、シンジケートローンの組成やローン債権販売を通じた運用機会の提供等に加えて、地域金融機関の経営課題に対して新生銀行グループ内外の機能・サービスを提供することで、強固なパートナーシップの構築を推進しております。

当年度は、SBIホールディングス株式会社、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ、株式会社日本政策投資銀行、株式会社山口フィナンシャルグループと、地方創生を推進するための活動主体として、新たに地方創生パートナーズ株式会社を共同設立しております。

また、地域金融機関と連携し、当該地域金融機関のお客さまに対しても新生銀行グループ内外のさまざまな機能・サービスを提供することにより、地域経済の活性化に貢献してまいります。

4. 法人向けビジネスの差別化に向けた取り組み

近時、注目されているサステナビリティ・ESG/SDGsおよび社会的インパクトを重視するとともに、これを注力分野である「機関投資家向けビジネス」を含む法人向けビジネス全体と融合させることにより、社会に対してポジティブなインパクトをもたらすような差別化された取り組みを積極的に推進しております。

当年度は、2020年5月に新たに「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンス・フレームワーク」を策定し、これらに基づいた評価を活用することで、特定の社会課題への対処や社会的インパクトをもたらす事業、または明確な環境改善効果が認められる事業などに対する投融資に積極的に取り組んでおります。持続可能な社会資本の資金循環を促進する金融ソリューションの提供を通じて、社会・環境課題の解決に向けた役割を果たしてまいります。

また、事業承継に関する社会ニーズの高まりに対する取り組みとして、事業承継支援を目的とする投資専門子会社として2020年3月に設立した新生事業承継株式会社が、事業法人の取引先である株式会社アクティオと共同で、長野県に所在するワールド開発工業株式会社の創業者が保有する全株式を譲受する契約を2020年9月に締結しました。これは、M&A、事業承継などのグループ内の機能に加え、グループ外の機能として、取引先が持つ経営管理機能を有機的に連携させることで、当該企業の後継者不足という長年の経営課題に対する適切なソリューションを提供できたものです。

個人のお客さまに関する業務

■個人業務

主な業務内容

・リテールバンキング

円預金・外貨預金、仕組預金、投資信託、住宅ローン、提携先を通じた仲介業務、提携先を通じた保険商品など、個人向けの金融取引・サービス

・新生フィナンシャル

無担保カードローン及び信用保証業務（レイクALSA、ノーローン、新生銀行スマートカードローン プラス、カードローン エル）

・アプラスフィナンシャル

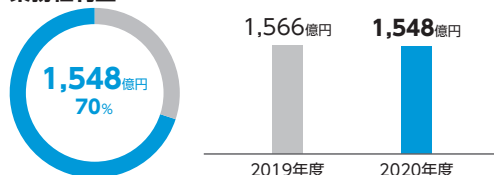
個別信用購入あっせん、クレジットカード、信用保証、融資及び集金代行サービス

・その他

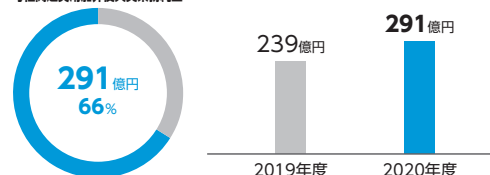
コンシューマーファイナンス本部機能及びその他の子会社

構成比（注）

業務粗利益



与信関連費用加算後実業務純益



注 構成比の合計は、法人業務、個人業務以外に経営勘定／その他があるため100%にはなっていません。

《個別戦略》

個人ビジネスは、個別戦略として「データ活用による本質的な顧客ニーズの把握」と「パーソナライズされたソリューションの提供」を掲げ、中期経営戦略の基本戦略である「価値共創による成長追求」を、主に次の分野において推進しております。

1. 小口ファイナンス

エコシステムの構築・参画、データ活用によるサービス高度化

- ・顧客基盤、データなどの強みを有する企業との協業
- ・決済および与信データ、AI、デジタル技術の活用による与信・回収力の強化

小口ファイナンスは、これまで特に強化してきた無担保ローンビジネスだけでなく、ショッピングクレジットやクレジットカード、決済などのビジネスを含め、マーケティングや与信判断、回収におけるデータ分析・活用や堅牢なオペレーションといった点で、新生銀行グループが競合優位性を有する分野であると認識しております。これまでに培った各ビジネスにおけるノウハウを活用し、個人のお客さまだけでなく個人事業主や中小零細企業、外国人など幅

広いお客さまを対象に、多様なファイナンス商品の提供に向けて取り組んでおります。また、新生銀行グループが持つ金融の機能やプラットフォームを、顧客基盤やデータなどの強みをもつ企業に提供し新たな価値やサービスを創出することで、顧客理解の深化と他者サービスとの融合を進め、引き続きエコシステム（経済的生態系）の構築や参画、サービスの高度化を目指してまいります。

当年度は、新たにニッセングループのお客さま向けの融資サービス「新生銀行スマートカードローンプラスforニッセン」を開始したほか、子会社の新生フィナンシャル株式会社では、株式会社ファミリーマートの子会社である株式会社ファミデジタルワンが新たに提供する予定の融資サービス「FamiPayローン」での協業をスタートしています。また、2020年9月にはニュージーランド最大手のノンバンクであるUDC Financeの株式を取得（子会社化）するなど、当行の強みを活かした、資本の効果的な活用に取り組んでおります。

2. 資産運用

顧客体験価値の向上、他者とのアライアンス等による販路拡大

- ・顧客ひとりひとりにパーソナライズ化されたコミュニケーションや商品提供を、デジタル技術と顧客データの活用により実現
- ・証券・保険機能を持つ外部企業とのアライアンス等により、投資・保険商品ニーズが顕在化している顧客への販路拡大

個人の資産運用は、デジタル技術や顧客データを活用し、パーソナライズ化されたソリューションの提供によって、ひとりひとりのニーズに応じたお客さまに寄り添うコンサルティングの実現と顧客体験価値の向上を目指して取り組んでおります。また、外部企業とのアライアンスによって、様々なニーズを持つ新たな顧客層に対してアプローチを拡大しております。

当年度は、WeWork Japan合同会社と提携し、銀行無人拠点「新生サテライトラウンジ」を開設したほか、マネックス証券株式会社との間で、当行グループの金融商品仲介業務に関する包括的業務提携について最終合意を行うなど、中期経営戦略に沿った取り組みが進展しました。

なお、当行はお客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営を行う指針として、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」およびこの方針を確実に実現するための「アクションプラン」を策定、公表しております。「お客さま本位の業務運営姿勢を貫き、お客さまの大切な資産形成のお役に立つ」ことの重要性を改めて認識し、お客さま本位の業務運営を徹底することで、社会・経済の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

3. 住関連ローン

事業者等との連携、新商品投入による顧客層の拡大

- ・不動産事業者、他の金融機関との連携
- ・老後資金やリフォーム費用のニーズの取り込み

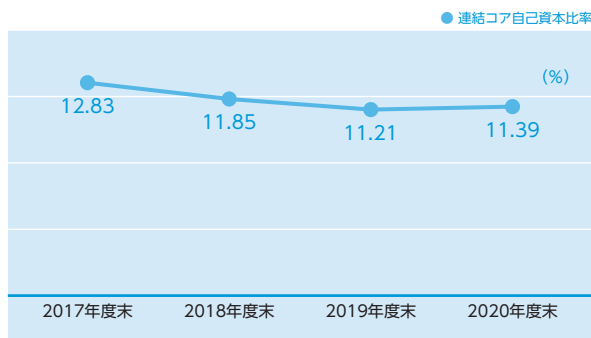
住関連ローンは、マンション販売戸数の前年割れが続くなど新規借入れの住宅ローンのビジネス環境が厳しくなる中で、新商品の開発や販売チャネルの拡大に取り組んでおります。当年度は、リバースモーゲージ型住宅ローンの取り扱いを開始したほか、子会社への媒介業務の委託を検討し、2020年11月よりファイナンシャル・ジャパン株式会社、2021年4月より株式会社アプラスとの間で委託を開始しております。また、人生100年時代を迎え、住まいへの価値観やライフスタイルの多様化を背景とした消費行動の変化に伴い、既存商品では満たされていないお客さまのニーズに応える商品の提供といった取り組みを通じて、顧客層の拡大を目指しております。

(財務基盤)

当事業年度末には、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は11.39%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行では、公的資金返済の道筋をつけるための取り組みの一環として、現在の当行の資本の状況や収益力、一株当たりの価値などに鑑み、2016年度から自己株式の取得を実施しており2020年度には総額205億円の取得価額を上限とした2020年5月13日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月12日までに15,514,400株の自己株式を取得いたしました。当行では、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、一株当たりの価値の向上を目指してまいります。

連結コア自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）



(業績)

以上のような事業経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は3,742億円（前事業年度比252億円減少）、経常費用は3,298億円（同比186億円減少）、経常利益は443億円（同比66億円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は451億円（同比4億円減少）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は438億円（同比73億円減少）となりました。

セグメント別では、「法人業務」は、前事業年度に計上した保有株式の売却益がなくなったことに加えて、デリバティブ関連収益の減少、さらにプリンシパルトランザクションズにおいて連結子会社が保有するLimited Partnershipに対する出資持分に係る損失が発生したこと等により、セグメント利益は前事業年度に比べて減少しました。

「個人業務」について、まずリテールバンキングは、資産運用商品の販売関連収益が減少したことや、子会社買収に伴う経費の増加等により、セグメント損益は前事業年度に比べて減少しました。

次にコンシューマーファイナンスは、アプラスフィナンシャルのショッピングクレジットの取り扱いが増加したものの、レイク事業の利息収入が減少したこと等により、業務粗利益は前事業年度に比べて減少しました。与信関連費用は、個人向け無担保カードローン業務における貸出債権の残高減少や質の良化を主因に減少しました。その結果、セグメント利益は前事業年度に比べて増加しました。

「経営勘定／その他」のセグメント損益は、前事業年度に比べて減少しました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	2020年度(当期)					
	法人営業					
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトラザクシヨンス	昭和リース	市場営業	その他の金融市場
業務粗利益	14,862	21,056	7,900	14,521	5,827	2,405
資金利益 (△は損失)	11,133	12,667	2,546	116	1,007	407
非資金利益 (△は損失)	3,728	8,388	5,353	14,405	4,819	1,998
経費	11,831	9,064	4,419	11,191	3,159	2,852
与信関連費用 (△は益)	△1,202	7,519	66	190	-	△44
セグメント利益 (△は損失)	4,233	4,472	3,413	3,139	2,668	△401

	個人営業				経営勘定/その他		合計
	リテール バンキング	コンシューマーファイナンス			トレジャリー	その他	
		新生ファイナシャル	アプラス ファイナシャル	その他個人			
業務粗利益	28,322	66,010	58,480	2,005	△2,322	2,850	221,921
資金利益 (△は損失)	24,743	65,996	8,558	1,067	△6,706	495	122,035
非資金利益 (△は損失)	3,579	13	49,922	938	4,383	2,354	99,886
経費	28,702	33,909	38,570	2,525	1,548	1,864	149,638
与信関連費用 (△は益)	361	9,639	12,572	△641	-	△70	28,390
セグメント利益 (△は損失)	△740	22,461	7,337	121	△3,870	1,056	43,892

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行では、今後の新生銀行グループの目指すべき方向として、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」を定めております。中長期ビジョンでは、持続可能なビジネスモデルの確立のためには、グループの経営資源の最大活用が不可欠との認識のもと、「グループ融合」により、各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供するとともに、グループレベルでの絶えざる改善・改革の実施による無駄のないオペレーションを通じ、高い生産性・効率性を実現し、金融業界において独自のポジショニングを構築することを目指してまいります。

中長期ビジョン

1. グループ融合により革新的金融サービスを提供する金融イノベーターであること
2. 絶えざる改善・改革によりリーンなオペレーションを実現し、卓越した生産性・効率性を達成する金融グループであること
3. 上記の実現により、ステークホルダーに報いるとともに、生まれてくる自信・充実感・矜持を新生銀行グループの求心力とし、コアバリューとしていくこと

1. 新生銀行グループ経営の全体戦略

新生銀行グループは、2019年度から2021年度を対象期間とする「中期経営戦略」を策定いたしました。中期経営戦略は、中長期ビジョンや中長期的な環境変化を起点にして、定量数値よりも定性的戦略の方向性を重視した成長ストーリーとしております。また、策定にあたっては、第三次中期経営計画までの成果に基づいて、基本戦略と注力分野を再定義しております。

(1) 基本戦略と注力分野 (価値共創による成長追求)

中期経営戦略における基本戦略のひとつは「価値共創による成長追求」であり、「価値共創型ビジネス」を通じて成長機会を獲得してまいります。価値共創型ビジネスとは、新生銀行グループの強みを切り出し、自社の強みと他者のサービスを融合することで、顧客にとってより身近で、より使いやすいビジネスを生み出していくことです。この基本戦略は、次の3つの要素で構成されます。

① 他者サービスとの融合

デジタル技術やデータを活用しながら、エコシステム（経済的生態系）の構築・参画を通じて、サービスの高度化やマーケットの開拓を図り、新たなお客さまとの接点を作り、拡げていく。

② Finance as a Service

新生銀行グループが有するオペレーションやファイナンスに関する機能を、お客さまにとって必要な時に必要な形で提供する。

③ 顧客理解の深化

外部パートナーとのデータ融合を通じて、対象とする市場やターゲットを定め、深い顧客理解に基づいて、高い付加価値を提供する。

(ケイパビリティの強化・活用)

基本戦略のもうひとつは「ケイパビリティの強化・活用」であり、企業の成長の源泉となる組織的能力の強化と活用により、価値創出、競争力、差別化の源泉となる強みを醸成していくこととしております。この基本戦略は、次の4つの要素を重要視します。

①人材の専門性、多様性

デジタル技術、オルタナティブ投資などに関連した専門人材を獲得、育成する。女性やシニア人材の活躍を推進し、柔軟な雇用・勤務形態など、人材の多様性を推進する。

②お客さま目線での組織体制

法人、個人ごとにグループワイドで事業戦略・企画を一体化することで、顧客のニーズにワンストップで対応する。グループ本社のコーポレート機能の高度化、効率化をさらに進める。

③生産性が高いオペレーション体制

デジタル技術の活用、働き方改革、チャネルの効率化などによる生産性改革を通して実現する。情報システム、コンプライアンス等の経営の安定性・安全性への取り組みも継続する。

④最適な資本活用

自己資本を適切な水準に管理しつつ、ノンオーガニック戦略による慎重かつ積極的な資本活用を検討し、リスクイクに対するリターンを最大化する。

(四つの注力分野)

個人・法人の各ビジネスから一つずつと、経営基盤に関連する分野から二つを抽出し、四つの注力分野としております。

①小口ファイナンス（個人ビジネス）

個人および小規模事業者を対象とした、少額かつ高頻度の与信（融資）・決済を行うビジネス。従来、マーケティング、与信判断、回収におけるデータ分析・活用や堅牢なオペレーションに関して強みを有しているが、今後「価値共創」に基づき、他社サービスとの融合やパートナーへの機能の提供に加え、デジタル技術の活用によるサービスの高度化に取り組む。

②機関投資家向けビジネス（法人ビジネス）

機関投資家とのネットワークや信託等のストラクチャリング力、幅広いアセットに関する知見等を活かし、再生可能エネルギー、インフラ、不動産等のリアルアセットへのオルタナティブ投資に関する多様なサービスを、幅広い機関投資家に対してワンストップで提供することを目指す。

③組織戦略

ビジネス面での一層のグループ融合を進めるべく、グループワイドで法人と個人の顧客ごとに事業戦略・企画機能を一体化。顧客ニーズ・課題に対してグループ一体で最適なソリューションを提供。

④生産性改革

店舗チャネル・オフィススペースの効率化、経費構造改革の実行、デジタル技術や働き方改革による効率化によって、さらなる聖域なき経費構造改革を推進する。

(2) 持続的成長に向けた取り組み

「持続的成長の実現」が新生銀行グループの重点課題であり、社会・環境課題の解決に向けた役割として、次の3つがあると考えております。

まず、従来の金融サービスでは満たされていない顧客層に対し、それぞれのニーズに合わせた金融サービスの提供を通して、金融サービスへのアクセスルートを築いてまいります。次に、持続可能な社会資本への資金循環を促進する金融ソリューションを提供することで社会の適切な資金の流れを創出いたします。最後に、異業種企業とのパートナーシップによるエコシステムの構築・参画や、デジタル化やテクノロジーを活用することで、より広い社会課題を解決してまいります。

新生銀行グループは、役割と同時に「社会的責任の遂行」を重視いたします。銀行ビジネスの基礎として、預金、融資、決済など社会的インフラサービスを提供し続け、システミックリスクの対策や新しい技術による決済手段へのアクセスの確保にも注力いたします。また、インフラ産業としてコンプライアンス、法規制を遵守し、顧客本位の業務運営によるサービス提供を徹底し、マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止にも努めます。同時に、顧客の資産や情報を保護するとともに、サイバーセキュリティの確保に努めます。役割と責任を果たし続けるための基盤として、人的資源や組織体制、オペレーション等のケイパビリティをさらに強化してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行収束後の世界にあっても、新生銀行グループが中期経営戦略で示した戦略の方向性は変わらず、むしろさまざまな取り組みをより加速していく必要があると考えます。具体的には次の考え方に基づいて、引き続き中長期的な視点から持続的な収益力の強化を進めてまいります。

まず、リスクに対するディフェンスとして、ステークホルダーすべての命を守ることを優先しつつ、同時に社会的インフラである金融機関としての責任を担い、顧客と社会に貢献します。その上で、機会をとらえたオフェンスとして、以下の考えに基づく取り組みの具現化を検討しております。

(1) New Normal (新しい常態) への対応

今般の危機をきっかけに世界がさまざまな形で変容することで、新しい価値観やニーズを踏まえたビジネスが誕生し、また中長期的に失われるビジネスも出てくると想定されます。そうしたなか、新しく生まれるであろう Underserved Customer (満たされない顧客) に対する金融サービスの提供がますます重要になると考えます。

(2) New Normal (新しい常態) を持続的な形に

お客さまとのリモートやバーチャルベースでのビジネスの進め方が重要となります。デジタル化による業務オペレーション、プロセスの安定化、セキュリティの向上を目指すとともに、変化した業務内容・働き方の定着化、物理ファシリティの一層の見直しを推進します。

3. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅢ」(銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用)のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を経営資源の最適な配分に活用する等、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。バーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準内ではありますが、国際統一基準も意識した運営を行っております。

また、当行ではリスク選好と財務計画の整合性を基礎とする経営管理フレームワークの考え方を整備しております。2020年度からは「新生銀行グループ リスク選好方針」を定めることによりグループのリスク選好を文書化するとともに、リスク文化、リスク選好に基づく適切な業務執行、リスク管理を基本的な要素として捉え、それらに関する基本的な考え方と基本方針を「グループリスクガバナンスポリシー」として定めております。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、①経営の最高意思決定機関である取締役会が中期経営計画や年次計画等経営の基本方針をはじめとする会社の重要な業務執行を決定することで、当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会が取締役会に対する監査機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しております。

取締役会においては、一貫して社外取締役の監督機能を重視しており、2020年度においても日常の業務執行を担う社内取締役2名に対して、国内および海外での金融業、消費者を対象とした事業、経営コンサルティング、情報システムおよびリスク管理分野等について豊富な経験および高い専門知識を有した社外取締役5名を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成をとっております。さらに、社外監査役2名を含め、合計7名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。かかる構成のもと、メンバーは、自由に発言し、活発な議論を行うことを通じて会社の方針を決定することにより、「コーポレートガバナンス・コード」が求めるグループの持続的な企業価値の向上や株主の皆さまやお客さまをはじめとする様々なステークホルダーの利益の確保に努めております。2019年3月には、取締役候補の指名および取締役の報酬の決定に係る取締役会機能の客観性と透明性のさらなる向上を目的として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しました。また、取締役会の実効性について毎年評価・分析を行い、洗い出された課題に対する改善案を検討・実施することで、継続的な機能の向上を図っています。なお、2019年度より、コーポレートガバナンス・コードに関して、コーポレート・ガバナンス報告書における任意開示事項についても、その取組方針の全文開示を実施しています。当行の「コーポレートガバナンス・コードに関する取組方針」については、以下のリンク先をご参照ください。

https://www.shinseibank.com/corporate/policy/governance/pdf/governance_code_j.pdf

また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入するとともに、グループ本社においてはチーフオフィサー、シニアオフィサーを置き、代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役および執行役員（総括担当役員レベル）等からなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。また、グループ会社に対する内部統制については、グループの経営全般に関する重要事項を決定する場として、主要なグループ会社の業務執行取締役なども参加するグループ経営会議およびグループ重要委員会を設置するとともに、グループ本社で遂行する各間接機能の統括責任者としてチーフオフィサーを任命し、権限集約を図り、グループ全体で最適かつ効率的な意思決定を行う体制を整えております。2021年1月には、サステナビリティ経営の推進体制を強化・高度化することを目的に、「グループサステナビリティ委員会」をグループ重要委員会として新たに設置しております。なお、東京証券取引所に上場しておりましたグループ会社のアプラスフィナンシャルについては、当行による株式売渡請求により2020年11月27日をもって上場廃止となり、2020年12月1日に当行の完全子会社となりました。これにより、中期経営戦略の更なる推進に向けたグループベースのリソース最適化及び意思決定の全体最適化の実現と、2017年に当行に設置したグループ本社を通じたより高度なグループガバナンスの実現を図ってまいります。

新生銀行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。また、銀行法等の規定に沿い、お客さま保護や適切な業務運営を念頭にコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。

中期経営戦略の実行を支える経営インフラの整備のうち、システムの安定稼動に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題のひとつとして継続して取り組んでおります。また、深刻化・巧妙化するサイバー攻撃に対処するため、専担組織として「新生銀行グループC-SIRT（Computer Security Incident Response Team）」を設置し、2021年度より運用を開始しております。

4. 経営健全化計画の達成

当行は、2020年3月に「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）を金融庁に提出いたしました。当行は、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」に沿って、2019年度から2021年度を対象期間とする中期経営戦略の取り組みを新たに開始しております。

当事業年度においては、単体実質業務純益は423億円、単体当期純利益は345億円となり、ともに経営健全化計画の目標値を上回る結果となりました。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記）4. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

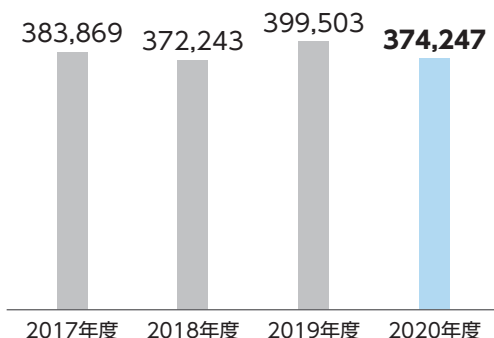
イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

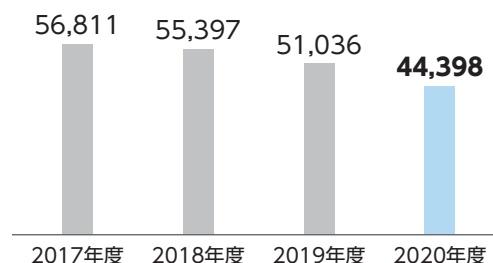
	2017年度 (第18期)	2018年度 (第19期)	2019年度 (第20期)	2020年度 (当期)
経常収益	383,869	372,243	399,503	374,247
経常利益	56,811	55,397	51,036	44,398
親会社株主に帰属する当期純利益	51,414	52,319	45,575	45,109
包括利益	47,474	49,492	36,307	47,483
純資産額	856,034	896,642	910,485	930,742
総資産	9,456,660	9,571,172	10,226,571	10,740,174

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

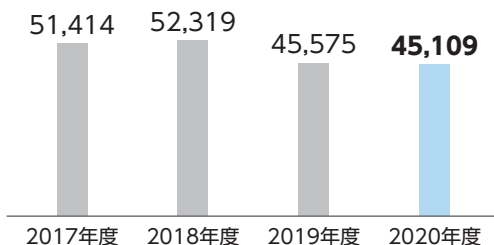
経常収益 (単位：百万円)



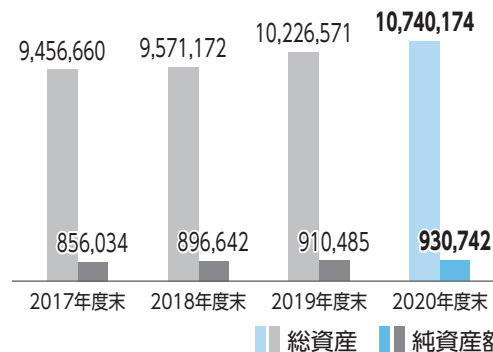
経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産/純資産額 (単位：百万円)



ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度 (第18期)	2018年度 (第19期)	2019年度 (第20期)	2020年度 (当期)
預 金	6,228,183	6,206,867	6,451,032	6,727,974
定期性預金	2,691,014	2,271,980	2,652,189	2,646,869
その他	3,537,169	3,934,886	3,798,843	4,081,105
長期信用銀行債等	423	—	—	—
社 債 (長期信用銀行債等を除く)	45,000	42,335	116,500	180,000
貸 出 金	4,637,953	4,932,610	5,040,819	5,160,932
個人向け	1,560,132	1,457,556	1,393,447	1,344,185
中小企業向け	1,465,593	1,805,796	1,968,210	1,865,063
その他	1,612,228	1,669,257	1,679,161	1,951,683
特定取引資産 (トレーディング資産)	199,866	200,276	206,547	164,194
特定取引負債 (トレーディング負債)	181,337	179,749	182,969	142,966
有 価 証 券	1,452,342	1,445,927	1,265,800	1,352,522
国 債	502,509	499,550	358,567	348,922
その他	949,833	946,377	907,233	1,003,599
総 資 産	8,207,471	8,328,595	8,686,696	9,090,890
純 資 産 額	830,560	848,640	853,629	857,845
内 国 為 替 取 扱 高	23,829,839	24,352,190	26,989,971	24,768,102
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 12,260	百万ドル 10,866	百万ドル 10,361	百万ドル 8,234
経 常 利 益	36,586	38,630	33,938	37,154
当 期 純 利 益	40,510	35,443	33,180	34,506
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 156 80	円 銭 143 10	円 銭 138 75	円 銭 154 64

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
 3. 「長期信用銀行債等」とは、預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等であります。
 4. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。2017年度(第18期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 企業集団の従業員の状況

	当 年 度 末												合 計
	法 人 業 務						個 人 業 務			経 営 勘 定 他		合 計	
	法人営業	ストラクチャードファイナンス	プリンシパルトランザクションズ	昭 和 一 和	市場営業	その 他 金融市場業務	リテールバンキング	コンシューマーファイナンス		トレジャー	その 他		
						新生フィナンシャル	アプラスファイナルシヤル	その 他					
従業員数	人 409	人 158	人 145	人 561	人 40	人 82	人 867	人 973	人 1,228	人 127	人 20	人 995	人 5,605

(注) 従業員数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 当行

① 当行の営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
北海道・東北地区	1 (－)
関東地区 (うち東京都内)	15 (－) (10 (－))
中部地区	2 (1)
近畿地区	7 (2)
中国・四国・九州地区	1 (－)
国内計	26 (3)
海外	－ (－)
合計	26 (3)

(注) 当年度末において、新生銀行カードローン エル事業無人店舗694店を有しております。
また上記には、当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業務を営む営業所又は事務所は含めておりません。

- ② 当行の当年度新設営業所
該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-2	銀行業
ファイナンシャル・ジャパン株式会社	東京都千代田区外神田3-12-8	生命保険の募集に関する業務

- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社

① 法人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生信託銀行株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	本店	東京都千代田区外神田3-12-8
新生企業投資株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
昭和リース株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生証券株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町2-4-3

② 個人業務

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都千代田区外神田3-12-8
株式会社アプラスフィナンシャル	東京本部	東京都千代田区外神田3-12-8
アルファ債権回収株式会社	本店	東京都千代田区外神田3-12-8

③ 経営勘定/その他

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
UDC Finance Limited	本店	Ground Floor Anz Centre, 23-29 Albert Street, Auckland, 1010, New Zealand

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
当行(注)2	5,159
子会社	
法人業務	1,105
個人業務	5,667
経営勘定/その他	21
合計	11,954

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設 年 月 日	資本金(単位： 百万円 ※別途記 載のものを除く)	当行が有する 議決権比率 (%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	1956年 10月6日	15,000	100.00	—
昭和リース株式会社	東京都中央区	リース業務	1969年 4月2日	29,360	100.00	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	1991年 6月3日	100	100.00	—
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務	1996年 11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都中央区	証券業務	1997年 8月11日	8,750	100.00	—
新生インベストメント& ファイナンス株式会社	東京都千代田区	金融商品 取引業務	2006年 4月11日	100	100.00	—
UDC Finance Limited	Auckland, New Zealand	金融業務	1938年 4月1日	52,352千 ニュージーランドドル	100.00	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は88社、持分法適用会社は39社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行
2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金入出金のサービスを行っております。また、当行住宅ローンの取り扱いに係る銀行代理業務委託契約を締結しております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イーネットとの提携により、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の店舗内に設置された提携ATMによる現金入出金サービスを提供しております。
4. 当行は、株式会社ビューカードと提携し、同社がJR東日本の駅等に設置するATM「VIEW ALTTE」（ビューアルッテ）において、現金自動引出しサービスを提供しております。また、株式会社ステーションネットワーク関西および株式会社池田泉州銀行ともATM提携し、阪急電鉄などの主要駅などに設置するステーションATM・Patsat（パツとサツと）において現金入出金サービスを提供しております。
5. 当行は、株式会社Tポイント・ジャパン、株式会社NTTドコモおよび株式会社セブン・カードサービスと提携し、各社の共通ポイントサービス「Tポイント」、「dポイント」および「nanacoポイント」を利用する各会員を対象とした金融商品・サービスのご案内を行っております。
6. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「ラグジュアリーカード」、「新生アプラスゴールドカード」等の申込み媒介を行っております。
7. 当行は、株式会社お金のデザインと提携し、同社が開発したロボアドバイザーを活用した、ETF（上場投資信託）特化型投資一任運用サービス「THEO+ [テオプラス] 新生銀行」の媒介を行っております。
8. 当行は、「新生銀行カードローン エル」および「新生銀行スマートカードローン プラス」について、保証会社として当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社と保証委託契約を締結しております。
9. 当行は、株式会社NTTドコモと業務提携し、同社を保証会社、当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社を再保証会社とする「新生銀行 スマートマネーレンディング」の取り扱いを行っております。
10. 当行は、当行の持分法適用会社であるニッセン・クレジットサービス株式会社と業務提携し、同社を保証会社として「新生銀行スマートカードローン プラス for ニッセン」の取り扱いを行っております。
11. 当行および当行の連結子会社である新生証券株式会社は、マネックス証券株式会社と金融商品仲介業務における包括的事業提携契約を締結しており、関係官庁の許認可取得等を条件とし、2022年1月頃からのサービス提供を予定しております。
12. 当行は、ベトナムの大手民間商業銀行Military Commercial Joint Stock Bankと、ビジネスマッチング業務や融資業務などについて業務提携契約を締結しております。
13. 当行は、マレーシアの大手商業銀行RHB Bank Berhadと、戦略的パートナーとして法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。
14. 当行はマレーシアの大手商業銀行CIMB Bank BerhadならびにCIMB Investment Bank Berhadと、法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

当行は、2020年9月1日にANZ Bank New Zealand Limitedの子会社であるUDC Finance Limitedの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
工 藤 英 之	代表取締役社長	—	—
小 座 野 喜 景	取締役 チーフオフィサー グループ事業戦略	—	—
アーネスト M. 比嘉	取締役(社外)	株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長兼社長 ウェンディーズ・ジャパン株式会社 代表取締役会長 株式会社デルソーレ 取締役 学校法人昭和女子大学 理事 コロンビアビジネススクール 理事 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 特別理事	—
川 本 裕 子	取締役(社外)	早稲田大学大学院経営管理研究科 教授 ソフトバンクグループ株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
榎原 純	取締役(社外)	マネックスグループ株式会社 社外取締役 フィリップモリスインターナショナル 社外取締役	—
村山 利栄	取締役(社外)	前田建設工業株式会社 社外取締役	—
富村 隆一	取締役(社外)	株式会社シグマクス 代表取締役社長 株式会社ベクトル 社外取締役	—
永田 信哉	常勤監査役	—	同氏は、当行において財務・会計に係る業務に長年にわたり従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
赤松 育子	監査役(社外)	公認会計士、公認不正検査士 日本公認会計士協会 理事 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社トップス 社外取締役 株式会社カワチ薬品 社外取締役	同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
金野 志保	監査役(社外)	弁護士 マネックスグループ株式会社 社外取締役	—

- (注) 1. 社外取締役アーネスト M. 比嘉、川本裕子、榎原 純、村山利栄、富村隆一の各氏及び社外監査役赤松育子、金野志保の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
2. 当行は執行役員制度を採用するとともに、グループ本社についてはチーフオフィサー及びシニアオフィサーを置いており、2021年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員及びオフィサーの人数は35名となります。

(2) 会社役員に対する報酬等 当該年度にかかる役員の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計	摘 要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	7名	110百万円	25百万円	60百万円	171百万円	
監査役	3名	43百万円	-百万円	-百万円	43百万円	
計	10名	154百万円	25百万円	60百万円	214百万円	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。
 3. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会において、取締役（当時7名）の報酬等の限度額は、年額180百万円（内 社外取締役（当時5名）60百万円）、2010年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役（当時3名）の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4. 2015年6月17日開催の第15期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、常勤取締役（当時2名）を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入しました。株式報酬型ストック・オプションに関する役員報酬限度額は、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額50百万円以内と決議いただいております。
 5. 2018年6月20日開催の第18期定時株主総会の決議により、常勤取締役（当時2名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬の金額については、3. 記載の取締役の報酬等の限度額である年額180百万円の範囲内において、年額20百万円以内としております。
 6. 2020年6月17日開催の第20期定時株主総会の決議により、社外取締役（当時5名）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬の金額については、3. 記載の社外取締役の報酬等の限度額である年額60百万円の範囲内において、年額15百万円以内としております。
 7. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等には、取締役に付与した株式報酬型ストック・オプション報酬額25百万円をそれぞれに含めて記載しております。したがって、報酬等の種類別の額の総和は、合計額と一致いたしません。
 8. 非金銭報酬等には、取締役に付与した譲渡制限付株式報酬34百万円を含めて記載しております。
 9. 当行の取締役の報酬は、経営健全化計画の内容を前提に、株主総会において決議された報酬総額の範囲内、取締役会において以下の通り個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定め、個別の報酬額を決定しています。
 基本報酬については、指名・報酬委員会において、同業他社水準を参考にし、公的資金注入行としての適正な水準について審議を行ったうえで、常勤、非常勤の別、役職及び職責に応じた固定報酬としています。
 常勤取締役を対象とする株式報酬型ストック・オプションについては、役員が株価変動のリスクとメリットを株主と共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への貢献意欲を高めるために、取締役会において決定した内規に基づいて、前年度における、当行の株価の変動率、当行株価の銀行業の株価と対比したパフォーマンス、当行の純資産の変動率を考慮した計算式「月額基本報酬×4×√(当行株価変動率×当行株価変動率のTOPIX銀行業株価指数対比パフォーマンス×当行純資産変動率)」によって算定し（ただし、月額基本報酬の1倍～1.2倍の範囲内とする）、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において支給金額を決定しており、取締役に一定の事由が発生した時には、当該取締役は付与された新株予約権を放棄する規定等を設けています。なお、上記の支給額の算定にあたっての、当行株価変動率は、0.85、当行株価変動率のTOPIX銀行業株価指数対比パフォーマンスの値は1.14、当行純資産変動率は1.01（いずれも小数点以下第二位未満を切り捨て）であります。
 常勤取締役（社外取締役を除く取締役を指す。）及び社外取締役を対象に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入していますが、常勤、非常勤取締役のそれぞれについて株主総会において授けられた報酬枠のうち一定の割合において、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、役職及び職責に応じて付与金額を決定し、普通株式を付与しており、取締役に一定の事由が発生した時には、当行が当該取締役に付与した全株式を無償で取得する規定等を設けています。
 常勤取締役（社外取締役を除く取締役を指す。）については、基本報酬を総報酬の60%、譲渡制限付株式報酬を総報酬の15～20%、株式報酬型ストック・オプションを総報酬の20～25%とすることを目安とし、社外取締役については、基本報酬を総報酬の80%、譲渡制限付株式報酬を総報酬の20%とすることを目安としたうえで、指名・報酬委員会における審議を行ったうえで、取締役会において具体的割合を決定することとしています。
 なお、報酬等の額の決定の委任は行っておりません。また、過度に短期的なリスクテイクへのインセンティブを抑制するために、取締役にに対し役員賞与の支給はしていません。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
アーネスト M. 比嘉 川本裕 榎原純 村山利栄 富村隆一 赤松育子 金野志保	社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行および当行のすべての子会社のすべての取締役および監査役	<ul style="list-style-type: none"> 当行は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、左記の範囲の者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことのある、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害賠償金や争訟費用等について填補することとされております。保険料は当行が全額負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。 当該保険契約には、職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、支払保険金額については適切な水準の支払い限度額を設定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況		銀行と当該他の法人等との関係
アーネスト M. 比嘉	株式会社ヒガ・インダストリーズ	代表取締役会長兼社長 (業務執行者)	株式会社ヒガ・インダストリーズと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	ウェンディーズ・ジャパン株式会社	代表取締役会長 (業務執行者)	ウェンディーズ・ジャパン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社デルソーレ	取締役	株式会社デルソーレと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	学校法人昭和女子大学	理事	学校法人昭和女子大学と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	コロンビアビジネススクール	理事	コロンビアビジネススクールと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	一般社団法人東京ニュービジネス協議会	特別理事	一般社団法人東京ニュービジネス協議会と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
川 本 裕 子	早稲田大学大学院経営管理研究科	教授	早稲田大学大学院と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	ソフトバンクグループ株式会社	社外取締役	ソフトバンクグループ株式会社と当行には融資取引関係はありますが、その他資本関係等記載すべき関係はありません。
	パナソニック株式会社	社外取締役	パナソニック株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
楨 原 純	マネックスグループ株式会社	社外取締役	マネックスグループ株式会社と当行には資本関係その他取引関係はありませんが、同社子会社(マネックス証券株式会社)との間で金融商品仲介業務における包括的業務提携がなされており、その一環として吸収分割契約書を締結しています。
	フィリップモリスインターナショナル	社外取締役	フィリップモリスインターナショナルと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
村 山 利 栄	前田建設工業株式会社	社外取締役	前田建設工業株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況		銀行と当該他の法人等との関係
富 村 隆 一	株式会社シグマクス	代表取締役社長 (業務執行者)	株式会社シグマクスと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社ベクトル	社外取締役	株式会社ベクトルと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
赤 松 育 子	日本公認会計士協会	理事	日本公認会計士協会と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	東洋製罐グループホールディングス株式会社	社外監査役	東洋製罐グループホールディングス株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社トップス	社外取締役	株式会社トップスと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社カワチ薬品	社外取締役	株式会社カワチ薬品と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
金 野 志 保	マネックスグループ株式会社	社外取締役	マネックスグループ株式会社と当行には資本関係その他取引関係はありませんが、同子会社（マネックス証券株式会社）との間で金融商品仲介業務における包括的業務提携がなされており、その一環として吸収分割契約書を締結しています。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、その他の活動状況及び当該社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
アーネスト M. 比嘉	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会6回中全てに出席	消費者を対象とした事業に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。また、特に経営者の経験や国際的な視点から、企業文化、ダイバーシティを含む人事戦略や生産性改革などについて本質を捉えた質問や問題提議、提案などを行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言、その他の活動状況及び当該社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
川本裕子	9ヶ月	2020年6月就任後当事業年度開催の取締役会5回中全てに出席	金融に関する豊富な知識、また経営コンサルタント、社外取締役及び大学教授としての豊富な経験に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。 また、これまでの経験や金融に関する豊富な知見に基づき、特にリスクガバナンスを含めたコーポレートガバナンスやサステナビリティ経営に関して、本質を捉えた質問や問題提議、提案などを行っております。
楨原純	9年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会6回中5回に出席	金融に関する豊富な知識に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。 また、国内外での金融に関する経験と知識から、様々な議案に対し、グローバルな視点や観点からの質問や確認、そして取締役会の活性化のための問題提議などを行っております。
村山利栄	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会6回中全てに出席	金融に関する豊富な知識に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。 また、投資銀行における豊富な経験と知識、特に市場関係者の視点からの質問や確認、投資家とのコミュニケーションに関する有益な助言を行うほか、女性活躍及びダイバーシティ推進に関し、促進のための様々な提案や助言及び活動などを行っております。
富村隆一	社外取締役5年9ヶ月 社外監査役1年	当事業年度開催の取締役会6回中全てに出席	企業経営者およびコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。 また、グループの中長期的なIT戦略や新しいビジネスの検討などに際し、情報システムを含めたこれまでの経験や知識に基づき有益、且つ的確な助言や提案などを行っております。
赤松育子	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会6回中全て、監査役会12回中全てに出席	必要に応じ、主に公認会計士及び公認不正検査士としての専門的見地や豊富な経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
金野志保	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会6回中全て、監査役会12回中全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

支給人数	銀行からの報酬等の種類別の額			計	銀行の親会社等からの報酬等
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
7名	67百万円	－百万円	14百万円	82百万円	－

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 非金銭報酬等には、取締役が付与した譲渡制限付株式報酬14百万円を含めて記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	400,000,000株
	発行済株式の総数	259,034,689株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式(43,743,170株)を含みます。

(2) 当年度末株主数	22,388名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SBIホールディングス株式会社	42,737,800	19.85%
預金保険機構	26,912,888	12.50%
株式会社整理回収機構 整理回収銀行口	20,000,000	9.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,511,000	6.74%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,606,662	3.53%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,262,800	3.37%
BNYMAS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	3,011,420	1.39%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,819,725	1.30%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,543,441	1.18%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,479,810	1.15%

(注) 持株比率は、自己株式(43,743,170株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数の (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	2名	当行普通株式 14,074株
社外取締役	5名	当行普通株式 10,555株
監査役	一名	—

5 当行の新株予約権等に関する事項

「5. 当行の新株予約権等に関する事項」につきましては、法令および当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.shinseibank.com>）に掲載しております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等（百万円）		そ の 他
有限責任監査法人トーマツ	監査証明業務	342	監査証明業務以外の業務には、以下のものが含まれています。 ・社債発行等に伴うコンフォートレターの作成 ・時価算定会計基準等の対応に関する助言 ・自己資本比率の内部管理体制についての調査報告 等
	監査証明業務以外の業務	35	
	報酬等計	377	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 業務執行社員は佐藤嘉雄氏、内田彰彦氏、野坂京子氏の3名です。
 3. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容が当行グループの特性に適合した妥当なものであり、会計監査の職務執行状況、執行サイド及び監査役等とのコミュニケーションの状況、並びに報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行った上で、会計監査人の監査品質の確保及びガバナンスへの取り組みに照らし、会計監査人の報酬等につき妥当と判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 5. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当該事業年度に係る報酬等（百万円）		
報 酬 等 計	監査証明業務	679
	監査証明業務以外の業務	41
	報酬等計	721

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。その場合、取締役会は、監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要
「1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要」につきましては、法令および当行定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.shinseibank.com>) に掲載しております。
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

- (1) **組織の枠組み**

二線機能を担当する組織として、グループ本社内にリスク管理機能やコンプライアンス機能等を担う専門部署を設置しております。また、三線機能を担当する組織としてグループ監査部を設置しております。
- (2) **取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況**

代表取締役を含む全役職員は、新生銀行としての行動指針を示した「新生銀行グループ行動規範」に係る研修（E-ラーニング）を受講し、行動規範の遵守を年次で誓約しております。また、取締役会に外部顧問弁護士が出席し、法令等遵守に関する事項に係る判断が必要な場合には、適時かつ適切に相談出来る体制としており、また、監査役は、法令等遵守の観点から取締役の業務執行を監査しています。

コンプライアンス事案については、全部室店にコンプライアンス責任者・コンプライアンス管理者を置き、モニタリングを行っております。

内部通報システムは、業務執行ラインから独立して把握される体制として整備されており、グループ法務・コンプライアンス統括部のほか、常勤監査役、外部弁護士が窓口になり、通報・調査内容は逐次常勤監査役に報告されています。
- (3) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する取組みの状況**

「グループ情報セキュリティポリシー」に従い、情報を重要な資産と認識し、当該ポリシーのもと、各種社内手続きに従う形で、各種情報資産が作成、保存されております。また当該情報資産の特性に応じてアクセスの機密性を確保し、適切に管理しています。更に、情報セキュリティについて、全部室店を対象に自己チェックを定期的に行い、必要に応じ問題点の改善を図るとともに、サイバー攻撃を受けた際の被害を業務アプリケーションや顧客データ等に及ぼさないようにする対応や訓練も進めております。
- (4) **損失の危険の管理に対する取組みの状況**

「グループリスクガバナンスポリシー」において、損失の危険の管理（リスク管理）をリスクガバナンスの中核的な要素として定めております。

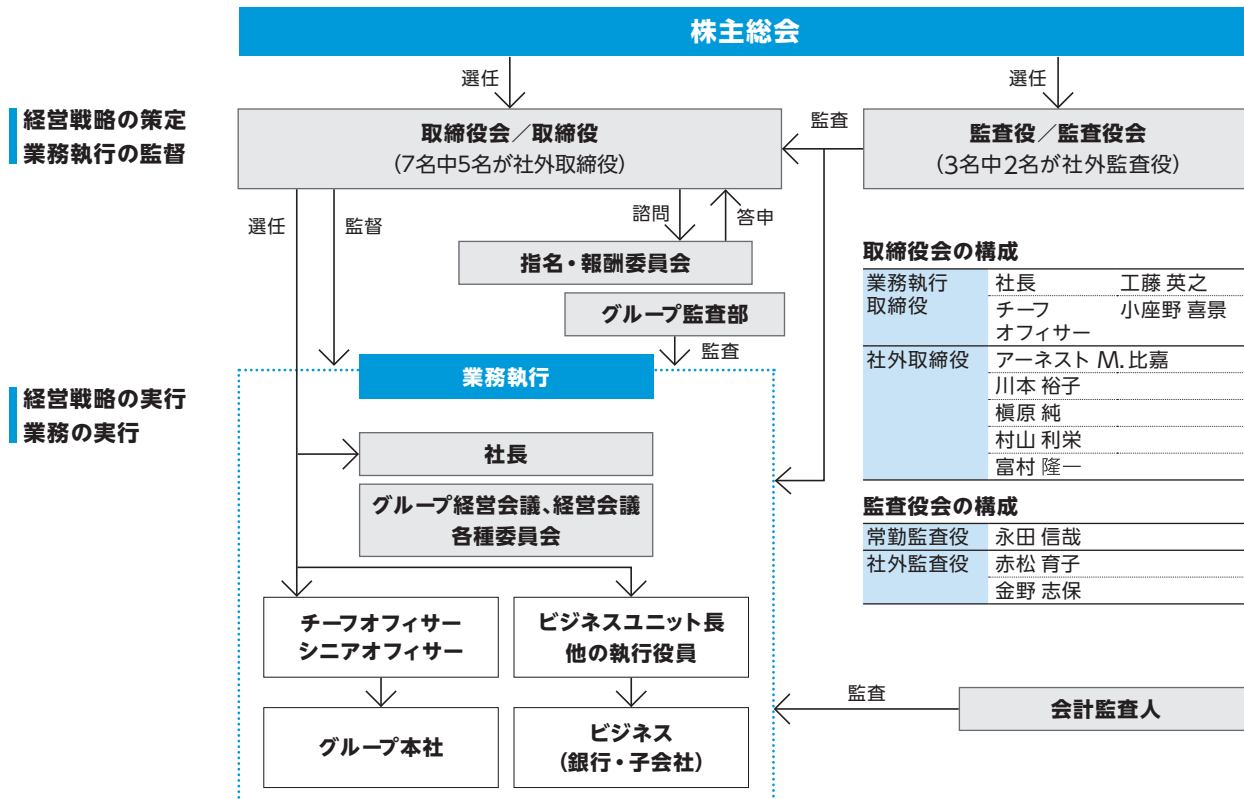
また、「グループリスクマネジメントポリシー」を定めて、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。同ポリシーの基本方針のもと、各リスクおよび審査の担当部署ならびにグループリスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、グループALM委員会、市場取引統轄委員会、グループ新規事業・商品委員会を通じてリスクマネジメントを実施しています。また、グループ業務継続体制管理委員会を通じて、新型コロナウイルス感染症対策を含めて、重要業務の安定的な継続、ならびにお客さまや社会を意識した業務運営を行っております。

- (5) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況**
- 代表取締役社長による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員、チーフオフィサーおよびシニアオフィサーが、「業務執行規程」に従い、それぞれ管掌する業務を遂行する体制をとっており、さらにグループ経営会議および経営会議により、必要な意思決定を行っております。
- 当該体制のもとで、グループベースでの中期経営戦略を具体化するために、年度計画・予算および重要経営指標（KPI）を定めて、年4回のPDCAセッションにて、計画実現に向けたプロセスや進捗状況を経営陣がレビューしています。また、新規事業および戦略的資本提携案件の進捗状況についても、年4回のモニタリングセッションにて、経営陣がレビューしています。
- また、当行およびグループ各社が持つ間接機能を実質的に統合したグループ本社のもとで、各機能の高度化とグループでの全体最適を追求することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、重複する機能の集約による生産性・効率性の向上を進めております。
- さらに、ビジネス機能については、執行役員の中からビジネスユニット長と各部の担当役員を選任し、ビジネスユニット長が立案するグループ全体の事業戦略と経営資源配分のもとで、各部の担当役員とその上位者である総括担当役員が顧客との取引を推進することとしております。
- (6) **当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況**
- 「子会社・関連会社ポリシー」に従って、各子会社・関連会社の経営全般を管理する主管部を定め、主管部が主にグループ本社の専門セクションと連携して各子会社・関連会社のビジネスプランの策定やその進捗状況管理をはじめとした経営全般の指導・管理を行うとともに、グループ経営企画部が主管部の決定を含む子会社・関連会社管理全体を統括する体制を構築しております。かかる体制のもと、主管部をはじめとする行内関係各部署は、子会社の事業活動やガバナンスに関する事項を定期的にグループ経営会議に報告し、また、子会社の経営に関する重要事項についてはグループ経営会議に付議しており、グループ経営企画部は、主要な子会社については自ら主管部としての機能を果たすほか、各社のビジネスプランの策定や監督当局手続における主管部への支援・助言に関する業務を行っております。さらに、グループ本社の専門セクションは、法令遵守やリスク管理等の領域毎の指導・管理等グループ横断的な内部管理態勢構築のための業務を行っております。
- このような体制で、グループ本社と子会社・関連会社は、「グループ本社組織管理規程」の考え方に従って、可能な範囲で一体的かつ効率的な業務運営を行っております。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する取組みおよび当該従業員の取締役からの独立性に関する取組みの状況**
- 当行は、当行の監査役の監査の補助のために監査役室を設置し、同室所属の職務補助者は監査役の指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告しています。

- (8) **取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況**
- 監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は原則毎月実施し、監査に関する重大な事項について報告を受け、協議・決議を行っているほか、代表取締役、および会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況について意見交換を行っています。
- また、常勤監査役は、グループコンプライアンス委員会やグループリスクポリシー委員会をはじめとする各種重要委員会に陪席するほか、必要に応じて、グループ会社を含む各関係部店へのヒアリングなどを実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。
- (9) **反社会的勢力排除、並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止に対する取組みの状況**
- 「反社会的勢力への対応ガイドライン」を定めて、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が反社会的勢力対策に関する企画、推進、管理を統轄し、グループ総務部と緊密に連携しながら、外部専門機関との連携、および主に以下の具体的施策を実施しております。反社会的勢力の排除対策として、取引開始前および取引開始後も定期的に反社会的勢力に該当するか否かのスクリーニング・チェックを実施し、また取引時に締結する約款、契約書などに反社会的勢力を排除するための所定の条項を盛り込んでいます。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与の防止についても、グループ法務・コンプライアンス統括部金融情報管理室が制定した管理方針の下で、グループ横断的な管理態勢を整備しております。

【ご参考情報】

■コーポレート・ガバナンス体制図 (2021年4月30日現在)



9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第21期 2021年3月31日現在
(資産の部)	
現金預け金	1,919,075
買入金銭債権	46,187
特定取引資産	170,376
金銭の信託	393,949
有価証券	929,717
貸出金	5,233,605
外国為替	83,730
リース債権及びリース投資資産	192,147
その他資産	1,154,474
有形固定資産	63,878
建物	12,454
土地	2,475
有形リース資産	43,228
建設仮勘定	87
その他の有形固定資産	5,632
無形固定資産	68,685
ソフトウェア	49,608
のれん	13,460
無形リース資産	50
無形資産	4,191
その他の無形固定資産	1,374
退職給付に係る資産	19,482
繰延税金資産	9,985
支払承諾見返	567,777
貸倒引当金	△112,897
資産の部合計	10,740,174

科目	第21期 2021年3月31日現在
(負債の部)	
預金	6,056,191
譲渡性預金	515,140
コールマネー及び売渡手形	30,000
売現先勘定	47,712
債券貸借取引受入担保金	395,449
特定取引負債	148,393
借入金	1,026,679
外国為替	889
短期社債	218,800
社債	367,534
その他負債	374,978
賞与引当金	8,504
役員賞与引当金	41
退職給付に係る負債	8,084
役員退職慰労引当金	19
睡眠預金払戻損失引当金	391
睡眠債券払戻損失引当金	3,355
利息返還損失引当金	39,096
繰延税金負債	393
支払承諾	567,777
負債の部合計	9,809,431
(純資産の部)	
資本金	512,204
資本剰余金	72,961
利益剰余金	431,623
自己株式	△81,464
株主資本合計	935,324
その他有価証券評価差額金	△593
繰延ヘッジ損益	△16,799
為替換算調整勘定	△1,133
退職給付に係る調整累計額	5,495
その他の包括利益累計額合計	△13,031
新株予約権	149
非支配株主持分	8,300
純資産の部合計	930,742
負債及び純資産の部合計	10,740,174

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		374,247
資金運用収益	135,036	
貸出金利息	127,299	
有価証券利息配当金	5,490	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	1,214	
その他の受入利息	1,030	
役務取引等収益	56,140	
特定取引収益	4,110	
その他業務収益	155,300	
その他経常収益	23,659	
償却債権取立益	7,438	
その他の経常収益	16,221	
経常費用		329,849
資金調達費用	13,000	
預金利息	4,159	
譲渡性預金利息	113	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	
売現先利息	△30	
債券貸借取引支払利息	71	
借入金利息	2,754	
短期社債利息	199	
社債利息	1,219	
その他の支払利息	4,510	
役務取引等費用	25,978	
特定取引費用	234	
その他業務費用	99,792	
営業経費	151,860	
のれん償却額	2,349	
無形資産償却額	383	
その他の営業経費	149,127	
その他経常費用	38,982	
貸倒引当金繰入額	33,467	
その他の経常費用	5,514	
経常利益		44,398
特別利益		12,075
固定資産処分益	202	
その他の特別利益	11,872	
特別損失		1,136
固定資産処分損	124	
減損損失	1,009	
その他の特別損失	2	
税金等調整前当期純利益		55,336
法人税、住民税及び事業税	7,168	
法人税等調整額	3,945	
法人税等合計		11,113
当期純利益		44,223
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△886
親会社株主に帰属する当期純利益		45,109

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	512,204	78,506	389,600	△61,097	919,214
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,307		△2,307
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			45,109		45,109
自 己 株 式 の 取 得				△20,499	△20,499
自 己 株 式 の 処 分		△40		132	91
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		40	△40		－
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		△5,545			△5,545
連 結 子 会 社 の 新 株 予 約 権 の 失 効 に よ る 増 加 高			1		1
連 結 子 会 社 増 加 に よ る 減 少 高			△0		△0
連 結 子 会 社 減 少 に よ る 増 加 高			0		0
連 結 子 会 社 減 少 に よ る 減 少 高			△2		△2
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替			△737		△737
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△5,545	42,023	△20,367	16,110
当 期 末 残 高	512,204	72,961	431,623	△81,464	935,324

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,755	△15,719	△1,670	△3,585	△16,219	125	7,364	910,485
当期変動額								
剰余金の配当								△2,307
親会社株主に帰属する当期純利益								45,109
自己株式の取得								△20,499
自己株式の処分								91
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△5,545
連結子会社の新株予約権の失効による増加高								1
連結子会社増加による減少高								△0
連結子会社減少による増加高								0
連結子会社減少による減少高								△2
その他有価証券評価差額金から利益剰余金への振替								△737
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,349	△1,079	536	9,080	3,187	23	936	4,147
当期変動額合計	△5,349	△1,079	536	9,080	3,187	23	936	20,257
当期末残高	△593	△16,799	△1,133	5,495	△13,031	149	8,300	930,742

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第21期 2021年3月31日現在
(資産の部)	
現金預け金	1,765,612
現金	5,404
預け金	1,760,207
買入金銭債権	26,392
特定取引資産	164,194
特定取引有価証券派生商品	47
特定金融派生商品	164,147
金銭の信託	286,427
有価証券	1,352,522
国債	348,922
社債	172,127
株式	354,095
その他の証券	477,376
貸出金	5,160,932
手形貸付	24,739
証書貸付	4,176,606
当座貸越	959,586
外国為替	83,730
外国他店預け	83,730
その他資産	218,898
未収還付法人税等	772
前払費用	3,326
未収収益	7,051
先物取引差入証拠金	2,978
金融派生商品	57,842
金融商品等差入担保金	68,489
社債発行費	440
未収金	4,331
その他の資産	73,664
有形固定資産	10,947
建物	8,053
リース資産	29
建設仮勘定	38
その他の有形固定資産	2,826
無形固定資産	24,376
ソフトウェア	22,632
のれん	372
リース資産	1,358
その他の無形固定資産	13
前払年金費用	8,060
繰延税金資産	5,269
支払承諾見返	19,885
貸倒引当金	△36,358
資産の部合計	9,090,890

科目	第21期 2021年3月31日現在
(負債の部)	
預金	6,212,834
当座預金	65,069
普通預金	2,883,989
通知預金	3,233
定期預金	2,646,869
その他の預金	613,672
譲渡性預金	515,140
コールマネー	30,000
売現先勘定	47,712
債券貸借取引受入担保金	390,404
特定取引負債	142,966
特定取引有価証券派生商品	35
特定金融派生商品	142,930
借入金	534,810
借入金	534,810
外国為替	23,029
未払外国為替	23,029
社債	180,000
その他負債	127,831
未払費用	8,616
前受収益	994
先物取引差金勘定	33
金融派生商品	88,302
金融商品等受入担保金	9,620
リース債務	6
資産除去債務	7,242
その他の負債	13,015
賞与引当金	4,684
睡眠預金払戻損失引当金	391
睡眠債券払戻損失引当金	3,355
支払承諾	19,885
負債の部合計	8,233,044
(純資産の部)	
資本金	512,204
資本剰余金	79,465
資本準備金	79,465
利益剰余金	370,688
利益準備金	16,195
その他利益剰余金	354,492
繰越利益剰余金	354,492
自己株式	△81,464
株主資本合計	880,893
その他有価証券評価差額金	△1,717
繰延ヘッジ損益	△21,432
評価・換算差額等合計	△23,150
新株予約権	101
純資産の部合計	857,845
負債及び純資産の部合計	9,090,890

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	152,988
資金運用収益	118,255
貸出金利息	83,708
有価証券利息配当金	32,800
預け金利息	1,180
その他の受入利息	567
役務取引等収益	15,430
受入為替手数料	1,010
その他の役務収益	14,420
特定取引収益	2,212
特定金融派生商品収益	2,212
その他業務収益	12,530
外国為替売買益	7,507
国債等債券売却益	4,511
国債等債券償還益	33
金融派生商品収益	280
その他の業務収益	196
その他経常収益	4,558
償却債権取立益	631
株式等売却益	936
金銭の信託運用益	2,430
その他の経常収益	559
経常費用	115,834
資金調達費用	9,866
預金利息	4,163
譲渡性預金利息	113
コールマネー利息	4
売現先利息	△30
債券貸借取引支払利息	71
借入金利息	367
社債利息	387
金利スワップ支払利息	4,759
その他の支払利息	31

(単位：百万円)

科 目	金 額
役務取引等費用	24,644
支払為替手数料	1,240
その他の役務費用	23,404
特定取引費用	234
特定取引有価証券費用	234
その他業務費用	4,158
国債等債券売却損	1,490
国債等債券償却	151
社債発行費償却	151
その他の業務費用	2,365
営業経費	69,161
その他経常費用	7,769
貸倒引当金繰入額	5,711
貸出金償却	1,415
株式等売却損	0
株式等償却	208
金銭の信託運用損	21
その他の経常費用	412
経常利益	37,154
特別利益	32
固定資産処分益	32
特別損失	2,654
固定資産処分損	56
減損損失	720
その他の特別損失	1,877
税引前当期純利益	34,532
法人税、住民税及び事業税	1,421
法人税等調整額	△1,395
法人税等合計	26
当期純利益	34,506

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	512,204	79,465	-	79,465	15,734	322,795	338,529	△61,097	869,102
当期変動額									
剰余金の配当					461	△2,768	△2,307		△2,307
当期純利益						34,506	34,506		34,506
自己株式の取得								△20,499	△20,499
自己株式の処分			△40	△40				132	91
利益剰余金から 資本剰余金への振替			40	40		△40	△40		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	461	31,697	32,158	△20,367	11,791
当期末残高	512,204	79,465	-	79,465	16,195	354,492	370,688	△81,464	880,893

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計		
当期首残高	624	△16,174	△15,549	76	853,629
当期変動額					
剰余金の配当					△2,307
当期純利益					34,506
自己株式の取得					△20,499
自己株式の処分					91
利益剰余金から 資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,342	△5,258	△7,601	25	△7,575
当期変動額合計	△2,342	△5,258	△7,601	25	4,215
当期末残高	△1,717	△21,432	△23,150	101	857,845

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 彰彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野坂 京子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 彰彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野坂 京子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役及び従業員等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、所管部署及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に内部監査計画の協議を行い、実施した監査の結果及びその改善状況について適宜に報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、企業集団の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 新生銀行 監 査 役 会

常勤監査役	永	田	信	哉	㊟
社外監査役	金	野	志	保	㊟
社外監査役	赤	松	育	子	㊟

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the first line below the header and continuing down the page.

会場ご案内

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆さまの安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。株主総会のお土産をご用意しておりません。

会場

野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル YUITO 6階

交通のご案内

- 地下鉄-東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅 (A9出口方面) 徒歩約1分
- 地下鉄-東京メトロ 半蔵門線 三越前駅 (B4出口) 徒歩約5分
- JR線-総武本線 新日本橋駅 (1番出口) 徒歩約4分

地下鉄三越前駅、JR新日本橋駅からは、**地下道でYUITOに直結しています。**

半蔵門線は改札からA9出口まで10分近くかかる場合があります。



野村コンファレンスプラザ日本橋
(日本橋室町野村ビル)
"YUITO"6階



当日は、節電への協力の一環として、役職員一同「クールビズ」の軽装といたします。

